ゴルフ会員権を巡る法人課税上の諸問題

舩 冨 康 次 (研究科第33期) 研 究 員)

目	次
ы	7.1

はじめに	229
第1章 ゴルフ会員権とは何か	231
第1節 会員制ゴルフクラブの現況と特色	231
1 わが国における会員制ゴルフクラブの現況	231
2 会員制ゴルフクラブの形成過程とその実態	232
(1) 社団法人制ゴルフクラブ	232
(2) 株主会員制ゴルフクラブ	233
(3) 預託金制ゴルフクラブ	234
第2節 判例・租税法がとらえるゴルフ会員権の意義	235
1 民事上の判例にみるゴルフ会員権の法的性格	235
2 租税法令・通達が規定するゴルフ会員権の意義	238
(1) 所得税に関する法令・通達上の規定	238
(2) 法人税に関する法令・通達上の規定	241
第2章 ゴルフ会員権の内容	247
第1節 施設利用権	247
1 施設利用権の法的性格	247
2 施設利用権の具体的内容	249
3 施設利用権の範囲	251
第2節 施設利用権と預託金返還請求権の関係	253
1 預託金返還請求権とは何か	253
2 施設利用権と預託金返還請求権の一体性と資産価値	254
(1) ゴルフ会員権として売買されているものは何か	254
(2) 施設利用権と預託金返還請求権の一体性と資産価値	259
第3章 ゴルフ会員権に対する評価指の計ト	263

第1節 問題点の整理	263
第2節 ゴルフ会員権に対する評価損計上の可否	264
1 ゴルフ会員権の資産区分	264
2 固定資産の評価損に関する法人税法上の取扱い	266
3 評価損計上の可能性の有無	267
4 取引の擬制による含み損計上の可否	269
第3節 株主会員制ゴルフクラブの会員権に対する評価損計上の可否	270
第4章 貸倒損失の計上又は貸倒引当金の設定	274
第1節 問題点の整理	
第 2 節 法令・通達上の取扱い	
1 貸倒損失の計上	
2 貸倒引当金の設定	
第3節 ゴルフ会員権が金銭債権と認識される場合	278
1 据置期間経過後の契約の解除による場合	278
2 据置期間経過前の契約の解除による場合	279
第4節 預託金の一部切捨て等があった場合の取扱い	280
1 預託金の一部切捨て等があった場合の会員契約の帰趨	280
(1) 会社更生法の規定による更生計画の認可決定があった場合 …	281
イ 会社更生手続の概要	281
ロ 会員契約の帰趨	282
(2) 和議法の規定による和議(強制和議を含む)の決定があった場合	284
イ 和議手続の概要	284
ロ 会員契約の帰趨	284
(3) 商法の規定による整理計画の認可及び再建型の私的整理の場合	285
イ 制度の概要	285
ロ 会員契約の帰趨	285
2 会員契約が解除されない場合の預託金の一部切捨ての意味	286

(1) 将来の切捨てを約束したに過ぎないとみる考え方	286
(2) 確定的な債権の消滅ととらえる考え方	287
(3) 結 論	288
第5節 総 括	289
1 ゴルフ会員権に対する貸倒損失の計上	289
2 ゴルフ会員権に対する貸倒引当金の設定	290
第5章 会員権の分割を巡る法人課税上の諸問題	292
第1節 問題点の整理	292
1 会員権の分割とは何か	292
2 会員権の分割によって生じる問題点	294
第2節 会員権分割の形態	294
第3節 会員権分割の意義	296
第4節 新たに付与された会員権の評価と損益の計上	298
1 会員権が単に何口かに分割された場合	299
2 会員権が何口かに分割され、併せて一部金銭等が交付された場合	
	300
(1) 金銭が交付された場合	300
(2) 系列ゴルフクラブの会員権が付与された場合	301
3 会員権の分割に伴って預託金の総額が増減した場合	302
おわりに	305

はじめに

「第二の不良債権」。 預託金制ゴルフクラブの預託金を称することばである。

わが国のゴルフ場の大部分は預託金制ゴルフクラブであり、その預託金の総額は、9兆 5,000億円に達する。預託金制ゴルフクラブの会員は、10年程度の据置期間が経過すれば退会時に預託金を返還請求できるが、会員権相場が預託金の額を上回っている限り、会員権を市場で売却する方が有利であるため、退会時に預託金を返還請求することはほとんどなかった。ところが、バブル崩壊により、土地や株式とともにゴルフ会員権の相場も大幅に下落し、現在の相場は1990年のピーク時の5分の1となっている。その結果、全体の3割程度の会員権の相場が預託金の額面金額を下回っている。預託金制ゴルフクラブは、会員権相場が右肩上がりに上昇し、少なくとも、預託金の額を下回ることがないという前提で考え出されたシステムである。会員から集めた預託金は、土地の取得やコースの造成費に充てられているため、会員からの預託金返還請求に応じる資金的余裕があるゴルフクラブは稀であり、預託金制ゴルフクラブの多くは、会員からの預託金返還請求による経営の危機に瀕している。現に、昨年暮れ、約73,000人の会員を有する大手ゴルフ場経営会社の日東興業が、会員からの預託金返還請求をきっかけに経営破綻し、和議を申請するに至っている。

多くのゴルフ場は、会員からの預託金返還請求による経営破綻を回避するため、預託金の据置期間の延長や会員権の分割など、さまざまな方策を講じている。また、和議や会社更生手続によって経営破綻したゴルフ場の再建を図る場合があり、その手続の中で預託金の一部がカットされることもある。

このような状況の下で、法人が保有する預託金制ゴルフクラブの会員権について、次のような疑問点が生じている。

- (1) バブル期に高額で取得したゴルフ会員権の相場が預託金の額面以下に下落しているような場合に、ゴルフ会員権について評価損の計上ができないか。
- (2) ゴルフクラブが経営破綻状態に陥った場合、その会員権を保有する法人

は、ゴルフ会員権について貸倒損失の計上や個別に評価する債権に対する貸倒引当金の設定ができないか。

特に、和議や会社更生手続など、倒産処理手続によって預託金の一部が カットされた場合、貸倒損失は計上できるのではないか。

- (3) ゴルフクラブが預託金の据置期間を延長するための条件として、例えば下 記のような方法により据置期間経過前に会員権の分割を行った場合、ゴルフ クラブ及びそのゴルフクラブの会員権を有する法人における税務上の処理方 法はどうなるのか。
 - イ 預託金1,000万円の会員権を預託金500万円の会員権2口に分割した場合 …… 預託金の額は変わらないが、権利が増えたことについて税務上何らかの掲益を認識する必要はないか。
 - ロ イを条件に預託金の据置期間の延長に応じた会員の側において、その会員権がバブル期に3,000万円で第三者から取得したものであった場合
 - …… 3,000万円で取得したゴルフ会員権が、その会員権分割の時点で 1,000万円で償還されたとみて、2,000万円の含み損が実現したと考え られないか。

これらの問題点については、そもそもゴルフ会員権の相場が今日のように 下落することが想定されていないこともあり、十分な検討が行われていない 現状にある。

そこで、本稿では、民事上の判例等を参考にしつつ、ゴルフ会員権の法的 性格を明らかにした上で、これらの問題点について、法人課税上の取扱いを 検討することとしたい。

第1章 ゴルフ会員権とは何か

第1節 会員制ゴルフクラブの現況と特色

1 わが国における会員制ゴルフクラブの現況

通産省の調査⁽¹⁾によると、わが国における開場済ゴルフ場数は、平成6年11月1日現在1,954か所で、その内訳をみると、会員制のもの(会員は優先的にプレーできるが非会員は会員の紹介や同伴がなければプレーできないゴルフ場)が1,432か所、会員・非会員制併用のもの(会員もいるが一般の利用者もプレーできるゴルフ場、一般にセミパブリックと呼ばれているもの)が305か所、非会員制のもの(会員の資格、条件は必要なく一般の利用者がプレーできるゴルフ場、一般にパブリックと呼ばれているもの)が217か所となっている。

会員制のゴルフクラブ(以下「会員制」という場合には、「会員・非会員制併用」のものを含む。)には、大きく分けて、会員となるためにゴルフ場経営会社の株主となることを要件とする株主会員制のもの、ゴルフ場経営会社に一定の金額を預託することを要件とする預託金制のもの及び所轄官庁の許可を得た公益社団法人によって運営される社団法人制のものが存在する。これらの形態のうち、預託金制のゴルフクラブが1,443か所と会員制ゴルフクラブの83%を占めており、わが国におけるゴルフクラブの運営方法の主流となっている(預託金制ゴルフクラブの預託金残高の総額は9兆4,939億円となっている。)。また、会員制ゴルフクラブの総会員数は約281万3千人で、うち「正会員」となっている法人会員が約52万4千、「平日会員」(2)となっている法人会員が約3万であり、総会員数に占める法人会員の割合は約20%を占めている。

ゴルフ会員権は、会員制ゴルフクラブの会員がゴルフ場経営会社(又はそれとは別個の存在であるゴルフクラブ)に対して有する何らかの権利であるが、本稿では、そのうち法人が有する預託金制ゴルフクラブの会員権を中心

に、法人課税上の諸問題を検討する。そこで、まず研究対象を明確化するという意味で、わが国における会員制ゴルフクラブの形成過程とその実態について概観することとしたい。

2 会員制ゴルフクラブの形成過程とその実態

(1) 社団法人制ゴルフクラブ

社団法人制ゴルフクラブは、当初ゴルフを通じた会員の親睦を目的とするプライベートクラブ(任意団体)として設立運営されていたものが、民法の規定に基づき主務官庁による社団法人の設立許可を受けたものである。

任意団体の法人化は、任意団体たるゴルフクラブがゴルフ場用地やクラブハウスなどを取得又は賃借し、収入を得、経費を支出するためには、ゴルフクラブが社会的にみても法的にみても一個の独立した団体として組織されなければならなかったことに起因し、その法形式として社団制を採ったものであった⁽³⁾。わが国最初のゴルフクラブである神戸ゴルフ倶楽部も、1903年に神戸在住のイギリス人貿易商が中心となって設立された任意団体が、後に(1906年)民法上の公益社団法人として許可されたものである。

社団法人制のゴルフクラブの運営は、英米流のプライベート・クラブの組織と運営を模範とし、法人の構成員である会員の総意(会員総会)により理事その他の役員を選出し、会員の入会や会員権の移転に大きな制限を設け、会計や定款・会則の変更など細部にわたり厳格に規定するとともに会員数を限定し、会員中心の施設利用が保障されている(4)。社団法人制ゴルフクラブは、会員組織たるゴルフクラブ(任意団体)が法人格を取得したものであり、会員は単に施設の利用者であるばかりでなく、その施設の所有・経営の主体である法人の構成員であり、その運営に参加する権利と地位を有しているのである。したがって、施設の利用についても会員の権利は十分に保障されているのである。

ところで、本来、民法上の社団法人は、公益性(5)と非営利性とが必須の設立許可の条件であったため、昭和30年頃から主務官庁である文部省は、一部の会員だけのゴルフを通じた親睦を目的とするゴルフクラブの公益性に疑問を抱くところとなり、以後原則としてゴルフクラブに対する社団法人の許可をしない扱いとした。そこで、ゴルフクラブの形態は、会社組織を利用するわが国独特の会員制クラブに発展することになる。

なお、社団法人を公益性という面から捉えると、公益社団法人の社員は 共益権だけを有し自益権を有することはないと解されることから、社員の 権利は社団の目的たる公益事業の遂行に参加することのみであり、社員権 という権利の体系の中でゴルフ場施設利用権を有するという点は説明不可 能であるとする見解がある⁽⁶⁾。この見解によれば、ゴルフ場施設利用権 は、社員が社団との特別の契約によって与えられた権利ということであ る。

(2) 株主会員制ゴルフクラブ

株主会員制ゴルフクラブは、株式会社がゴルフ場の諸施設を建設、所有し、その経営を行う一方、会員の組織として任意団体たるクラブを設け、その会員を会社の株主に限るという形態のゴルフクラブである。会員は入会に当たりゴルフ場経営会社の株式を取得して株主となり、同時にクラブの会員となって施設を利用する権利を取得する。株主会員制ゴルフクラブは、会社の経営は取締役が行い、クラブの運営は理事会が行うという二元的な組織であり、このような二元的な組織の統一を図るため、当初は①会社の代表取締役がクラブの理事長を兼任(又は取締役が理事を兼任)したり、②クラブの総会や理事会で重要事項を決定し、会社がこれを執行するという規定を設けたり、③クラブに財務委員会を設けて会社の経営をチェックし、さらに予算制度を設け、会社はクラブの会員総会の決議を経た予算を執行するなどの制度が考案されて、できるだけ従来の社団法人制クラブに近い運営をすることが志向されていた(7)。このような株主会員制のゴルフクラブにおいては、会員の権利や利益が十分尊重され保障され

ていたので、社団法人制のゴルフクラブと法的な装いが異なるだけで、実 質的な性質は同一であるとみることができるものであった。

ところが、昭和30年代後半から土地の価額の高騰やゴルフ場の造成・建設費の上昇によって、従来のように個人が集まって発起人となり、会社とクラブを創設して広く会員を募集して資金を集めるという方法では巨額の資金が必要とされるゴルフ場の建設は困難となった。そこで、ある程度の信用と資力を有する企業によってゴルフ場の建設・経営が行われ、企業がゴルフ場の建設と経営に責任を持つ代わりに、その経営及び運営についても企業が主導するという組織が考案された。このようにして、会員制クラブは会員主導型のものから企業主導型のものへ、また、資金調達方法も株式から預託金へと変貌するに至ったのである。

(3) 預託金制ゴルフクラブ

資金調達を株式によって行うと、株主たる会員が利益配当請求権や残余 財産分配請求権を持つほか、株主総会への出席を通じた経営への参画も可 能であることから、経営企業の側からすれば非常に煩わしい方式であっ た。これに対して、預託金制ゴルフクラブは、企業主導型の会員制ゴルフ クラブの形態としては経営企業にとって最も適したものである。預託金制 ゴルフクラブも株主会員制ゴルフクラブと同様、会社とクラブという二元 的な組織を持つが、クラブに入会した会員を会社の株主とせず、会員の会 社経営に対する関与を全く否定している。会員の資格は、会社に預託金を 預託することによって発生するのである。会員はクラブの経営に一切タッ チせず、会員の資格を持つことによって、会社が所有するゴルフ場施設を 優先的に継続利用する権利を認められるのである。

ゴルフ場経営会社にとって、預託金制ゴルフクラブは、会員の経営への関与を否定できるばかりでなく、無利息・無担保で多額の資金調達が行える(しかも、預託金は預り金であって収益ではないため課税されない)という極めて大きなメリットがあるため急速に発展を遂げ、前述のとおり、我が国におけるゴルフクラブ数の8割強を占めるに至っている(会員の資

格を得るために預託金の預託とゴルフ場経営会社の株主となることを要件とする株主会員制と預託金制の複合形態のゴルフクラブもみられるようである)。

一方、預託金は会員に返還しなければならない消費寄託金であるが、ゴルフ場経営会社は、預託金返還による資金ショート等のリスクを回避するため預託金に一定の据置期間(預託金の据置期間はおおむね10年程度である)を設けるとともに、その返還請求はゴルフクラブから退会する場合にのみ認めることとしている。このため、多くの者から多額の預託金を集めるためには会員にも何らかのメリットを与える必要があった。この必要性に応える手段として、会員権の譲渡を認めることによって、預託金回収を据置期間経過前に可能にするという方法が採られたのである。実際、預託金制ゴルフクラブの発展に伴い、会員権の取引を仲介する業者が現れ、会員権市場が形成されるに至っている。

第2節 判例・租税法がとらえるゴルフ会員権の意義

1 民事上の判例にみるゴルフ会員権の法的性格

ゴルフ会員権とは、ゴルフクラブの会員がゴルフ場経営会社(又はそれとは別個の存在であるゴルフクラブ)に対して有する何らかの権利であるが、ゴルフ会員権とは何かを明らかにするためには、ゴルフ場経営会社、ゴルフ場の利用その他の運営に当たるゴルフクラブ及びゴルフクラブを構成する会員の三者の関係を考える必要がある。会員になろうとする者は、ゴルフクラブに入会して初めて、ゴルフ場経営会社の所有するゴルフ場の施設を利用できるようになるのである。ところが、第1節で概観したように、会員制ゴルフクラブが社団法人制から株主会員制を経て預託金制へと変貌を遂げるにつれ、ゴルフ場経営会社とは別個の存在であるゴルフクラブの機能は形骸化している。

預託金制ゴルフクラブの会員権を巡っては、従来より多くの民事上の争い があるが、その法的性質及び上記三者の関係について判示したリーディング ケースとなる判例としては、次のようなものがある。

① 東京高裁昭和49年12月20日判決(平塚富士見カントリークラブ事件) (要旨)

ゴルフクラブは、権利義務の主体となり得る独立の法的地位を持たず、いわば任意団体として、権利主体たるゴルフ場経営会社の所有経営するゴルフ場の運営管理の面についてのみ諸活動をしているものと解するのが相当である。

会員のゴルフ場施設の利用権は、会員とゴルフクラブ経営会社との間に 成立した契約に基づく債権であって、会員の資格においてゴルフクラブか ら付与された団体法上の権利ということはできない⁽⁸⁾。

② 最高裁昭和50年7月25日第三小法廷判決(戸塚カントリー倶楽部事件) (要旨)

預託金会員制ゴルフクラブは、それ自体独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体を有せず、ゴルフクラブ理事長はゴルフ場経営会社所有のゴルフ場の施設運営をゴルフ場経営会社から委ねられ、その業務を代行しているに過ぎず、会員権は、会員がゴルフ場経営会社の代行者たる理事長に対して入会を申し込み、ゴルフクラブ理事会の承認と入会保証金の預託を経て理事長がこれを承諾することによって成立する会員のゴルフ場経営会社に対する契約上の地位であり、その内容として会員はゴルフ場施設を優先的に利用しうる権利、及び年会費納入等の義務を有し、入会に際して預託した入会保証金を据置期間経過後は退会とともに返還請求することができ、また、会員はゴルフクラブ理事会の承認を得て会員権、すなわち以上のような内容を有する債権的法律関係を他に譲渡することができる(9)。

これらの判決が示したゴルフ会員権の法的性格なり構造は、以後のゴルフ会員権に関する諸判決に基本的に踏襲されている⁽¹⁰⁾。例えば、最高裁の判例としては、昭和61年9月11日第一小法廷判決(新岡山カントリー倶楽部事件)が挙げられるが、同判決においては、次のように判示されている。

「預託金会員制ゴルフクラブは、ゴルフ場経営会社の意向にそって運営され、ゴルフ場経営会社と独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体を有せず、ゴルフクラブの会則は、これを承認して入会した会員とゴルフ場経営会社との間の契約上の権利義務の内容を構成するものということができ、会員は、会則に従ってゴルフ場を優先的に利用しうる権利及び年会費等納入等の義務を有し、入会の際に預託した預託金を据置期間経過後に退会の上返還請求することができる(11)。

また、学説⁽¹²⁾においても、預託金制ゴルフクラブの会員権の法的性格については、会員のゴルフ場経営会社に対する契約上の地位であり、ゴルフ場施設利用権、預託金返還請求権、年会費納入義務等を内容とする債権的法律関係であるという点に異論はない。

現在、わが国における会員制ゴルフクラブの主流をなしている預託金制ゴルフクラブにおいては、ゴルフクラブはほとんど実質的にゴルフ場経営会社に支配され、ゴルフ場経営会社と独立して権利義務の主体となるべき社団としての実体を欠いているのが実情であり、判例、学説が述べるように、社団として実体のないゴルフクラブの会員の権利義務関係は、直接ゴルフ場経営会社との間に発生すると解すればよい。

預託金制ゴルフクラブにおいて、理事会の承認を経て「クラブに入会する」という一般的慣行が採られているのは、会員に施設を快適に利用させるため、会員になろうとする者を事前に審査し、会員の多数にとって好ましくない人物(例えば暴力団関係者)が会員となってクラブの雰囲気や品位を乱すのを防止する趣旨である。このような目的を達するためには、クラブという団体に入会し、団体の内部規律による利害関係の調整や秩序維持という方法を採らなくても、ゴルフ場経営会社と会員との間の利用契約においてこれらの内容を定めれば足りる。にもかかわらず、預託金制ゴルフクラブにおいて、ゴルフ場経営会社と会員との利用契約が「クラブへ入会する」という形式によって成立し、「会員たる資格を取得」することによって施設利用権を取得するという形式がとられるのは、預託金制のゴルフ場も、株主会員制の

それと同じく、沿革的に社団法人制ゴルフクラブを真似てつくられたからであり、入会するとか、会員たる地位を有するということは、クラブに入会するとか、その会員たる地位を得るという意味ではなく、前者は利用契約の締結を、後者は利用契約上の地位を取得することを意味しているものと解さなければならない。したがって、預託金制ゴルフクラブのゴルフ会員権を、クラブというものが実体として存在するという前提で、観察・分析することは誤りである(13)。

2 租税法令・通達が規定するゴルフ会員権の意義

次に、租税法令上あるいは国税庁長官が発遣しているその解釈通達において、ゴルフ会員権はどのように定義されているか、また、その定義づけがなされた背景、沿革はどのようなものであったかについて検討する。

(1) 所得税に関する法令・通達上の規定

個人が行う有価証券の譲渡による所得については、他の所得と分離して、その譲渡所得の金額に対して20%の税率で所得税を課すことが原則である(いわゆる申告分離課税制度、租税特別措置法第37条の10)。

この申告分離課税の対象となる有価証券から除かれる株式等として、ゴルフ会員権に類似する株式、すなわち、株主会員制ゴルフクラブの株式が、租税特別措置法施行令において、「ゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資者の持分」と規定されている(租税特別措置法施行令第25条の8第6項)。これを受けて、所得税基本通達33-6の3(ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分)は、この申告分離課税の対象から除かれる株主会員制ゴルフクラブの会員が所有する株式の譲渡による所得が一般の譲渡所得に該当する(営利を目的として継続的に行われるものについては事業所得又は雑所得に該当する)ことを留意的に明らかにしている。

所得税基本通達33-6の3 (ゴルフ場の利用権の譲渡に類似する株式等の譲渡による所得の所得区分)

措置法令第25条の8第6項《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》の規定に規定する株式又は出資者の持分を譲渡(営利を目的として継続的に行われるものを除く。)したことによる所得は、譲渡所得に該当する。

株主会員制ゴルフクラブの株式の譲渡による所得が申告分離課税の対象から除かれ、一般の譲渡所得として総合課税の対象とされているのは、預託金制ゴルフクラブの会員権の譲渡による所得が一般の譲渡所得として総合課税とされていることとのバランスを考慮したものであると説明されている(14)が、預託金制ゴルフクラブの会員権の譲渡による所得が一般の譲渡所得に該当することは、所得税基本通達33-6の2(ゴルフ会員権の譲渡による所得)において明らかにされている。

所得税基本通達33-6の2 (ゴルフ会員権の譲渡による所得)

ゴルフクラブ(ゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は 出資を有することが会員となる資格の要件とされているゴルフク ラブを除く。)の会員である個人が、その会員である地位(いわ ゆる会員権)を譲渡(営利を目的として継続的に行われるものを 除く。)したことによる所得は、譲渡所得に該当する。

この通達が設けられた当時(昭和56年2月)の担当者の解説によると、 ゴルフ会員権の譲渡による所得が一般の譲渡所得に当たることとされてい る理由が次のように説明されている⁽¹⁵⁾。

「ゴルフクラブの会員権の譲渡は、通常、入会金預り証等の譲渡という 形で行われるが、入会金預り証等そのものは一種の金銭債権を表彰するも のに過ぎず、譲渡所得の基因となる資産ではない。それが譲渡所得として 課税されるのは、そのゴルフクラブの会員である地位(会員権)、換言す れば、一般の利用者に比して有利な条件で継続的にゴルフ場を利用するこ とができる権利の譲渡があったとみられるからにほかならない。」

また、両通達のタイトルの違い(「ゴルフ場の利用権の譲渡<u>に類似する株式等</u>の譲渡」と「ゴルフ会員権の譲渡」)から、株主会員制ゴルフクラブの株式を預託金制ゴルフクラブの会員権と類似のものと認識して課税上の取扱いを明確にしている反面、所得税に関する法令または通達上、両者の性格を明確に区分していることがうかがわれる。すなわち、株主会員制のゴルフクラブの会員権はゴルフ場の利用権の付着した株式と、預託金制ゴルフクラブの会員権はゴルフ場の利用権と預託金等の返還請求権を含む会員である地位と、それぞれ認識しているのである。

ところで、個人が行う有価証券の譲渡による所得については、平成元年4月1日から申告分離課税が原則(有価証券のうち上場株式等については、源泉分離課税を選択適用することができる)とされたものであり、それまでは個人が行う有価証券の譲渡による所得については原則として非課税とされていた。ただし、当時も、株主会員制ゴルフクラブの株式の譲渡による所得については、預託金制ゴルフクラブの会員権の譲渡による所得が譲渡所得として課税されることとの均衡を保つため、非課税対象から除かれていた(昭和62年法律第96号改正前の所得税法第9条第1項第十一号ニ及び所得税法施行令第28条の2)。

このように、個人が行う有価証券の譲渡による所得に対する課税の仕組みは、平成元年4月1日を境に原則非課税から原則課税へと180度転換されているが、株主会員制ゴルフクラブの株式の定義は、改正前の所得税法施行令第28条の2の規定が現行の租税特別措置法施行令第25条の8第6項にそのまま引き継がれている。昭和62年法律第96号改正前の所得税法のもとで株主会員制ゴルフクラブの株式が例外的に課税対象とされていた趣旨は、現行税法のもとで株主会員制ゴルフクラブの株式が一般の株式と異

なった課税方式を採ることとされているのと概ね同様の趣旨(すなわち、預託金制ゴルフクラブの会員権に対する課税との均衡を図ること)によるものである。ただし、有価証券の譲渡による所得を原則非課税としていた改正前の所得税法が株主会員制ゴルフクラブの株式を課税対象に含める改正を行った際(改正前の所得税法のもとで、株主会員制ゴルフクラブの株式は当初から課税対象とされていたのではなく、昭和48年度の税制改正によって課税対象に含められたものである)には、その改正法案を審議した衆議院大蔵委員会で政府委員によって次のような答弁がされ、株主会員制ゴルフクラブの株式の経済的実態を経営企業自体の価値というよりもゴルフ場の土地の分割所有権と考えていた点も改正理由として明らかにされている(16)。

「…今回ゴルフ場の株式について課税のほうに持ち込むことにいたしましたのは、最近どうもひどくゴルフ場の株式の値段が上がっている事例がございます。その上がっておるのはどういう場合かと申しますと、必ずしもそのゴルフ場が非常にいいゴルフ場で愉快にプレーができるからというので上がっているのではなくて、そのゴルフ場の周辺が都市化してきて、その財産価値が高そうだということから上がってきたというものが非常に多いわけでございます。したがって、その株券はゴルフ場の株券なのか土地の分割所有権みたいな経済実態なのかということが問題になってまいりました。そこで今回、土地の譲渡所得について非常に重課制度をしくことになりましたことと関連いたしまして、かねがね問題でありましたゴルフ場の会員権については、株式方式であろうと会員方式であろうと、一切課税ということにするために改めさせていただきたいという提案でございます。」

(2) 法人税に関する法令・通達上の規定

法人税法上あるいは法人税法の特例を定めた租税特別措置法には、ゴルフ会員権に関する規定は設けられていない。ただし、法人がゴルフクラブの会員となるために支出する入会金の取扱いとして、法人税基本通達が次

のように定めているが、ゴルフ会員権とはゴルフクラブの会員たる地位であり、その地位を得るために支出する「入会金」がゴルフ会員権の資産価値を示すものと考えられる。

法人税基本通達9-7-11 (ゴルフクラブの入会金)

法人がゴルフクラブに対して支出した入会金については、次に 掲げる場合に応じ、次による。

- (1) 法人会員として入会する場合 入会金は資産として計上する ものとする。ただし、記名式の法人会員で名義人たる特定の役 員又は使用人が専ら法人の業務に関係なく利用するためこれら の者が負担すべきものであると認められるときは、当該入会金 に相当する金額は、これらの者に対する給与とする。
- (2) 個人会員として入会する場合 (省略)
 - (注) この入会金は、ゴルフクラブに入会するために支出する費用であるから、他人の有する会員権を購入した場合には、その購入代価のほか他人の名義を変更するためにゴルフクラブに支出する費用も含まれる。

法人税基本通達 9-7-12 (資産に計上した入会金の処理)

法人が資産に計上した入会金については償却を認めないものとするが、ゴルフクラブを脱退してもその返還を受けることができない場合における当該入会金に相当する金額及びその会員たる地位を他に譲渡したことにより生じた当該入会金に係る譲渡損失に相当する金額については、その脱退をし、又は譲渡をした日の属する事業年度の損金の額に算入する。

これらの現行通達は、いずれも昭和44年の法人税基本通達発遣前に定められていた個別通達(昭32.11.15直法 1-211、直所 2-101「ゴルフクラ

ブの入会金等に対する法人税等の取扱いについて」通達、及び昭33.2.5直 法1-25、直所1-12「ゴルフクラブの入会金の範囲について」通達、以下「旧通達」という。)が原型となっている。

旧涌達においては、現行涌達に踏襲されている事項のほか ゴルフクラ ブ側が収入した入会金の取扱いについてゴルフクラブの運営形態(会社 公益法人、人格なき社団)別に明らかにされていたが、旧通達は、当時ゴ ルフ勢が盛んで、各地でゴルフ場の新設や施設の拡張が行われ、ゴルフク ラブに入会する法人や個人が増加していた状況の下で、必ずしも明らかに なっていなかったゴルフクラブの入会金等に対する取扱いを定めたもので あることが当時の担当者による诵達解説によってうかがわれる(17)。ま た、旧通達の文言上、「入会金」が何を指すか必ずしも明らかになってい なかったが、この解説によると「入会金とは、ゴルフクラブに入会するた めに支出した費用をいうのであるが、実際問題として判定しにくいもので ある。入会金という名義をもって支出したものでも、返済時期、返済方 法、利息等が定まっていてその実質は借入金(クラブの側からいって)と 認められるものは、入会金には該当しない。又、脱退した場合には返還す るが入会している間は預けるというような入会のための一種の保証金の性 格を有するものも入会金には該当しない。(中略)要するに、入会金は返 還されないことが明らかなもの、返還の有無が不明なもの、返還すること になっていてもその時期方法等が明らかでないようなものが入会金に該当 することになるが、実際問題としては、ゴルフクラブの定款、規則、規約 等を基礎とし性格的に判断せざるを得ないわけである。|、また「入会金と いう名義をもって支出したものであっても、その実質からすれば前述のよ うに出資金、保証金のようなものもあるのであるが、これらについては、 その性格に従って経理することはいうまでもない。ただ、保証金の性格を 有するものであっても、貸付金ではないから、貸倒準備金の対象となる貸 金には該当しない点に注意しなければならない。」とされている(18)。

この解説によると、旧通達で規定している「入会金」には、預託金制ゴ

ルフクラブの入会の際に必要とされる預託金(ないしは入会保証金)は含まれないことが明らかである。これは、旧通達が、ゴルフクラブが収入した入会金の益金算入の取扱いも併せて規定しており、入会金という名義で収入するものであっても将来返還することが明らかなものは益金不算入、返還しないことが明らかなもの(又は不明なもの)は益金算入としていたことから、預託金と入会の際に支払われる入会金とを明確に区分する必要があったことに起因するものと思われる。また、旧通達発遣当時は、預託金制ゴルフクラブが現在のように会員制ゴルフクラブの主流となっていなかったことによるのかも知れない。

しかしながら、現在は、法人税基本通達9-7-11の注書きで、他から 購入した会員権の購入代価(預託金制ゴルフクラブの会員権を他から購入 する場合には、その対価には入会金と預託金が含まれている)を入会金と して処理することを規定していることから、通達上の「入会金」は預託金 を含むことが明らかである。

また、レジャークラブに支払った入会金の損金算入の可否が争われた税務訴訟事件(東京地裁昭和52年(行ウ)第341号、東京地裁昭和57年5月20日判決(9)でも、次のように判示されており、ゴルフ会員権は、入会金と預託金その他会員たる資格を有するために支出した費用を含む概念であることが明らかにされている。

「〈証拠〉によれば、Tクラブに入会するには資格保証金を支払うだけでは足りず、これとともに入会金を支払わなければならず、これらをともに支払ってはじめて会員としての資格を取得し、Tクラブのゴルフ場その他の施設を利用できるようになること、この会員としての資格は譲渡することができ、入会金もその際の取引価額に反映されることが認められる。そうすると、本件入会金は、右のような権利性を有するTクラブの会員としての資格すなわち会員権を取得するための費用ということができるから、右会員権の取得価額の一部として資産に計上すべきである。

以上検討したとおり、租税法令・通達上もゴルフ会員権は、ゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用することができる契約上の地位と定義され、その資産価値は、入会金、預託金その他その権利を取得するために要した費用の合計額としてとらえられているということができる。

(注)

- (1) 通商産業省大臣官房調査統計部「平成6年特定サービス産業実態調査報告書ゴルフ 場編」(現在、平成6年の調査が最新のものである。)
- (2) 「正会員」が1年中いつでもゴルフ場施設を優先的に低料金で利用することができるのに対し、「平日会員」は平日のみゴルフ場施設を優先的に低料金で利用することができる。したがって、入会金や年会費等は「正会員」のそれと比べて低額である。(今中利昭著『現代会員契約法』、1988年、pp.8-9)
- (3) 服部弘志著『ゴルフ会員権の理論と実務』,1990年、p.59
- (4) 藤井英男・古賀猛敏著『ゴルフクラブ会員権の法律知識』.1987年. pp.5-6
- (5) 例えば、社団法人我孫子ゴルフ倶楽部の定款によれば、当該社団法人の目的は「この倶楽部は「ゴルフ」の普及および発達を図り、もって国民体位の向上と、スポーツ文化の発展、会員相互の親睦に寄与することを目的とする。」とされているということである。(服部、前掲著 p.447)
- (6) 服部弘志稿「ゴルフ会員権の相続性について」旬刊金融法務事情1442号(平成8年 2月15日号). pp.34-5
- (7) 藤井·古賀, 前掲著, pp.7-8
- (8) 判例タイムズ324号 (1975.10), pp.217-20
- (9) 判例タイムズ327号(1976.1), pp.185-9
- (10) 服部, 前掲著, p.88
- (11) 判例タイムズ623号(1987.2), pp.74-7
- (12) 小室金之助著『会員権証券法論』,1979年, pp.51-9 須藤正彦著『ゴルフ会員権・預託証書の法理論』,1979年, pp.23-50 宇田一明稿「預託金証書と会員権の関係」旬刊金融法務事情1442号(平成8年2月 15日号), p.14
- (13) 服部, 前掲著, pp.88-91
- (14) 国税庁編「昭和63年改正税法のすべて」、p.326
- (15) 下野博文稿「所得税基本通達等の一部改正について~譲渡所得・山林所得関係 ~| . 税経通信36巻6号, P.188
- (16) 第71回国会衆議院大蔵委員会議録第19号(昭和48年3月29日)高木文雄政府委員の 答弁

- (17) 御園生均稿「ゴルフクラブの入会金等に対する法人税の取扱について (通達解 説)」、国税速報、昭和33年1月29日号、p.1
- (18) 御園生、前掲稿、pp.2-3
- (19) 訟務月報28巻 8号, pp.1675-94

ゴルフ場その他のレクリエーション施設の経営を目的とする㈱Tクラブの入会に際し、会員資格保証金(いわゆる預託金)430万円とともに入会金50万円を支払い、前者は資産計上したが、後者は諸会費として損金算入した納税者の処理に対して、税務署長が50万円の損金算入を否認する等の更正処分を行ったこと等について争われた事案である。(控訴審でも国側が勝訴し、判決は確定している。)

第2章 ゴルフ会員権の内容

第1章で述べたように、判例・学説によれば、預託金制ゴルフクラブの会員権の法的性格は会員のゴルフ場経営会社に対する契約上の地位であり、施設利用権、預託金返還請求権、年会費納入義務等を内容とする債権的法律関係であるとされている。また、租税法令・通達上も預託金制ゴルフクラブの会員権について同様のとらえかたをしている。

では、この預託金制ゴルフクラブの会員権を構成する会員の権利たる施設利用権、預託金返還請求権とは、具体的にどのようなものであろうか。また、ゴルフ会員権の資産価値は、入会金、預託金などその権利を取得するために要した費用の合計額としてとらえられているが、それは、施設利用権の資産価値と預託金返還請求権の資産価値とに区分できるものなのであろうか。

本章では、預託金制ゴルフクラブの会員権を巡る法人課税上の諸問題を検討する前提として、施設利用権及び預託金返還請求権という会員の主たる権利について、それぞれの概念を整理しておくこととしたい。

第1節 施設利用権

1 施設利用権の法的性格

ゴルフ会員権は、契約上の地位ないしは債権的法律関係であり、物権ではない。しかし、この法律関係を構成する権利の一つである施設利用権は、ゴルフプレーをするためにゴルフ場の土地を利用することのできる権利であるから、そこに一定の土地支配類似の権利を伴うとの考え(例えばゴルフ会員権者全体で、いわば総有的に占有を取得するというように)も生れ得る余地がある(1)。また、現に、株主会員制ゴルフクラブの株式について、その経済的実態が経営企業の価値というよりもゴルフ場の土地の分割所有権であると考えられていることからすれば(2)、預託金制ゴルフクラブにおいても、会員から徴した預託金がゴルフ場経営会社の保有する土地その他のゴルフ場施設を取得するための原資となっているという実態に鑑み、これと同様の考

え方を採って、物権的な保護(すなわち第三者に対する対抗力ないし排他性)を与えることができるのではないかとも思われる。

これらの点に関して、昭和48年10月30日の東京地裁判決(東京グループメ ンバーズゴルフクラブ事件)⁽³⁾は、施設利用権について「ゴルフ場を、一 般の利用者に比べ、利用料金の点でも、利用の機会の点でも有利な条件で継 続的にゴルフを行うために利用する権利しとし、「ゴルフ場という物的設備 の利用を目的とする一種の債権であることは明らかである」と施設利用権が 債権であることを判示した上で、施設利用権を用益権的、支配権的性質を 持った債権としてこれに物権的な保護を与えることに関しては、「ゴルフ場 利用権が、たとえ……物権的に保護すべき社会的な必要があり、且つその 公示性をも具有しているとしても、それはゴルフ場利用権に第三者に対する 対抗力ないし排他性を付与して保護すべきであるという立法論の根拠とはな り得るかもしれないが、ゴルフ場利用権が債権である以上、現行法の解釈と して、それが第三者に対する対抗力ないし排他性を有するものとは到底解す ることができない。……ゴルフ場利用権を、第三者に対する対抗力ないし 排他性についての実定法上の根拠を有するところの不動産賃借権と同列に論 ずることの失当なることは明らか」と明瞭に否定している。(ただし、本判 決では、ゴルフ場利用権という債権に基づき第三者に対し妨害排除請求権を 認め、その根拠を物の利用を目的とする権利の不可侵性に求めるとともに、 ゴルフ場利用権は対人的請求権としての債権であるため、その不可侵性の内 容には一定の制約があるとして、妨害排除請求権の発生要件を債務者の給付 意思が現存し、侵害なければその給付が満足されること及び第三者が債務者 との間の有効な取引関係に立たない全くの無権利者である場合に限定してい $3^{(4)}$

本判決の施設利用権の法的性格に関する判示事項は、その後の判決においても変更されていない。したがって、施設利用権は、物権や第三者に対する対抗力や排他性について実定法上の根拠を有する不動産賃借権と対比すると極めて弱い、不安定な権利であるということができる(5)。例えば、ゴルフ

場経営会社が財政的に破綻しゴルフ場の土地やその他の施設を取引関係にある第三者に売却してしまったような場合、それは施設利用権の侵害にはならないから、第三者に対する妨害排除請求権は認められず、会員としては、なす術がないことになる(ゴルフ場経営会社に対する損害賠償請求は認められるが、施設利用権を取り戻すことはできない)。この施設利用権の法的な脆弱性は、今後、検討を進めるにあたって念頭に置いておく必要がある。

2 施設利用権の具体的内容

では、施設利用権とは具体的にどのような内容の権利をいうのであろうか。施設利用権というと、ゴルフ場施設をビジターに比べて安い料金で、ゴルフ場の営業日に限り、望むときにいつでも継続的、反復的に利用することのできる権利であると解されるが、会員制ゴルフクラブにおいてもゴルフ場施設は会員だけが利用できるものではなく、広くビジターにも開放されているのが一般的である(ただし、ビジターの利用に当たっては、会員の紹介又は同伴を必要とする場合が多い)。また、会員は高額な預託金について利息の支払いを受けることもなく、逆に別途年会費を支払っていることからすると、会員の利用回数によっては、必ずしもビジターに比べて安い料金でゴルフ場施設を利用しているということもできない。さらに、ビジターの予約が先に入っていれば、会員であっても予約が取れないこともあるので、ビジターに優先して施設を利用する権利ということもできない。

一方、施設利用権は会員とゴルフ場経営会社との契約によって生じる債権であるが、その契約は一方の当事者が多数いる場合の契約形態である「約款」契約である。通常、会員契約は申込者の入会申込書の提出とゴルフ場経営会社の入会承諾書の発行によって成立し、会員契約書のような書類は交わされない。したがって、施設利用権たる会員の権利は「約款」たるクラブ会則によって決定されるのであるが、この「約款」は各会員権者に平等かつ一律に適用されるため施設利用権は本質的に集団的なもので、したがって定型的な取扱いがされることによって、その個性は著しく薄弱化されてい

る⁽⁶⁾。それでは、施設利用権は法的に不安定で、その権利の内容も薄弱な ものにすぎないということになるのであろうか。

これに対して、会員契約の具体的内容は、会則だけでなく、契約締結までにゴルフ場経営会社が勧誘のために会員に対して告知した会員の権利義務に対する一切の資料(勧誘に際して顧客に示される会則以外の諸規則、募集要項、募集パンフレット、新聞・雑誌等の募集広告、入会申込書・入会承諾書の記載内容、預託金証書の記載内容など)によって確定されるものであって、それらの内容にしたがって決定される施設利用権は抽象的なゴルフ場施設に対する権利ではなく、それらの内容にしたがって提供される具体的施設に対するものであるとする見解がある(7)。ゴルフ場経営会社が募集広告やパンフレットで会員に告知した事項が会員契約の内容となるかについては、現在、いくつかの裁判例があり見解が対立しているが(8)、

- ① わが国の預託金制ゴルフクラブが沿革的に社団法人制ゴルフクラブを真似て作られたことから、本来会員の権利義務を具体的に規定するはずの会員契約書が交わされず、会則(本来は社団法人制ゴルフクラブのゴルフ場の利用の規範)がその役割を果たしていること
- ② ①の結果不明確となっている会員契約とこれに基づく会員の権利を具体的かつ明確にし、会員の利益を保護することを目的とした「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」(以下「会員契約適正化法」という。)が平成5年5月19日から施行されていること

からすれば、会則以外の募集広告やパンフレット等も会員契約の内容と解することが妥当である。

付言すると、会員契約適正化法では、会員募集を行おうとする者は通産大臣に一定の事項(ホール数、敷地面積、ゴルフ場に付随する施設の計画や予定会員数など)を記載した募集届出書を提出するとともに、顧客(会員)に対しても契約前後において同様の事項を書面(契約前にはパンフレットのようなもの、契約後には約款等)により開示することになっている(会員契約適正化法第5条、同省令第7条、8条)が、同法が施行されている現在で

は、当然これらの書面も会員契約の内容となる。

以上のことから、ゴルフ会員契約における会員の権利である施設利用権は、会則のみによってその内容が決定される抽象的なものではなく、会則の他、契約締結までにゴルフ場経営会社から告知された諸規則、募集要項、募集パンフレット、新聞・雑誌等の募集広告、入会申込書・入会承諾書の記載内容、預託金証書の記載内容などで約束された具体的なゴルフ場施設を利用する権利であるということができる。ゴルフ場の施設の具体的な内容は会員の施設利用権の内容となり、決して薄弱なものではない。

ゴルフ会員権の相場は、会員権の需要と供給の関係によって決定されるものであるが、レイアウトがよく整備が行き届いているコース、著名な建築家やプロゴルファーの設計したコース、あるいは景観の美しいコースを有しているゴルフクラブなど物的要素(ハード)において優れているゴルフクラブ、歴史と伝統があり、会員の質がいいゴルフクラブ、適正な会員数を維持しているゴルフクラブ、キャディーや従業員の質がいいゴルフクラブなど人的要素(ソフト)において優れているゴルフクラブの会員権相場が高いのは、これらのゴルフクラブの施設利用権(人的要素は、会員の利用権の内容や対象そのものではなく、利用権行使の環境であるが、広い意味で施設利用権としてとらえてもよいと思われる。)を認識し、その施設利用権に経済的価値を認めているからに他ならないのである(9)。

3 施設利用権の範囲

上記2で述べたように、会員は、会員契約により約束されたゴルフ場施設を利用する権利を有するのであるから、会員がいかなる施設に対して利用権を有するかは、会員契約を解釈して判断することになる。しかし、会員契約の内容は、契約締結後、ゴルフ場経営会社と会員との合意によって変更されることがあり、ゴルフ場経営会社が当初の計画になかった施設を増設したり、施設を拡張して会員にその利用を無条件で認めるような場合もある。そのため、会員がいかなる施設に対して利用権を有するか(施設利用権の物的

範囲)は、契約時の会則等の解釈だけでは足りず、その後のゴルフ場経営会社との変更合意の有無・内容を検討しなければならない⁽¹⁰⁾。

施設利用権の物的範囲については、会員の施設利用権の範囲が争われた事件(東京高裁昭和49年12月20日判決)において、次のように判示されている (要旨) (111)。

「施設利用権は会員とゴルフ場経営会社との間に成立した契約に基づく債権であり、その利用権の範囲もその契約によって定められるべきである。その範囲は、特別の約定のない限り、契約の成立時にゴルフ場経営会社の所有、経営する施設若しくはゴルフ場経営会社において建設を予定あるいは既に工事を施工しており、当事者間において契約の対象とした施設に限られる。契約成立後、ゴルフ場経営会社が新たに設置した施設であって契約成立時に当事者間において契約の対象とすることを考えていなかったものは、当然には利用権の範囲には含まれないと解するのが相当である。もっとも、契約成立後、ゴルフ場経営会社が、既存の施設を拡張、配置の変更若しくは増改築した場合はもちろん、新たに設置した施設であっても、それがゴルフ界一般の観念として既存のゴルフ場の附帯施設と考えられ、既存の施設と一体となって機能するものは、当然その契約の対象として利用権の範囲に含まれるものというべきである。

また、この「既存の施設と一体となって機能する施設」とは具体的にどのような施設を指すのかについて、増設した9ホールについての会員の増設協力金の支払の要否について争われた事件(名古屋地裁平成4年11月11日判決)で、次のように判示されている(要旨)(12)。

「ゴルフのプレーは1ラウンド18ホールを単位とするものの、ゴルフコースは、原則として9ホール単位で設置され、コース名が付与され、9ホール単位のコース毎に各ホールの使用順等の利用方法等が設定されるのであるから、9ホール単位のゴルフコースは、それ自体で一つの独立した施設と考えられる。したがって、既存の施設と一体となって機能するものとは、具体的には、クラブハウス、休憩所、練習所等のゴルフコースに伴う付属施設をい

<u>う</u>のであって、9ホールのゴルフコースが増設された場合には、それが従前のゴルフコースと組み合わされて利用され、全体として一つのゴルフコースとして運営されていても、増設されたゴルフコースは、従前の契約上の利用権の対象に当然含まれる施設に当たるとは解されないというべきである。

第2節 施設利用権と預託金返還請求権の関係

1 預託金返還請求権とは何か

契約上の地位であるゴルフ会員権を構成するもう一つの大きな権利として預託金返還請求権がある。預託金返還請求権とは、一定の据置期間経過後、会員の退会を条件にゴルフ場経営会社に対して消費寄託金である預託金の返還を請求しうる金銭的請求権(金銭債権)であると解されている(13)。ゴルフ場経営会社に対して返還請求できる金額は預託金の額を上回りも下回りもしない。ゴルフ場経営会社の資産状況や経営内容がいかに良好であっても、あるいは、会員権相場が預託金の額面を上回っていたとしてもゴルフ場経営会社に預託金の額面を超える金額の返還を請求することはできない。逆に、会員権相場が下落し、預託金の額面を下回っているような場合でも預託金の額面金額は返還を請求することができる。これは、預託金の額面金額以下の金額で会員権を取得し、据置期間の満了を迎えたような場合であっても同様である。これらのことからすれば、預託金返還請求権の資産価値は預託金の額面金額であり、ゴルフ会員権の取得価額から預託金の額面金額を控除した金額がゴルフ会員権を構成するその他の権利(14)の資産価値を表しているものと考えればよいのであろうか。

しかし、預託金返還請求権は単なる金銭債権ではなく、一定の据置期間経 過後、会員の<u>退会を条件に</u>行使することのできる停止条件付の権利である。 したがって、施設利用権などの権利を会員が行使している間には顕在化しな い権利である。また、会員権を処分する場合、会員権の相場が預託金の額面 を上回っていれば、据置期間が経過していても会員は会員権の譲渡を選択す るから、単に預託金の額面金額の返還を請求しうるだけの権利としての預託 金返還請求権は行使されることはない。会員権の相場が預託金の額面金額を下回っている状況で、据置期間の満了を迎えた場合にのみ行使される可能性があるものである。一方、預託金返還請求権の行使は退会を条件としているので、預託金返還請求権を行使する局面では施設利用権などの権利は失われることになるのである。

この問題を解決するには、契約上の地位であるゴルフ会員権を構成する種々の権利相互の関係(つながり)、それらの権利が個々の権利に分解できるものなのか、それとも一体不可分なものであるのかについて検討する必要がある。(注14のとおり、会員の権利には施設利用権と預託金返還請求権以外にもその契約内容によって種々のものが考えられるが、以下、その中でも主たる権利である施設利用権と預託金返還請求権の関係についてだけを検討することとしたい。)

2 施設利用権と預託金返還請求権の一体性と資産価値

(1) ゴルフ会員権として売買されているものは何か

ゴルフ会員権は、ゴルフ場経営会社と会員との間の契約上の地位であるから、その譲渡は契約上の地位の移転と考えられる。民法は債権の譲渡が自由にできることを原則としている(民法第466条1項)ので、契約上の地位もその一方の当事者と譲受人との間の合意で移転させることが可能であるが、契約の他方の当事者の承諾を要すると解されている。通常、ゴルフクラブの会則等に理事会の承認を得て会員権を譲渡しうることを定めているのは、この契約上の地位の移転に関する考え方を成文化したものと評価することができる(15)。

一般に市場で(会員権販売業者を通じて)ゴルフ会員権を購入した者が取得するのは預託金(入会保証金)証書である。これを入会申込書とともにクラブ(クラブには社団としての実体がないので、実質的にはゴルフ場経営会社)へ提出し、一定の審査を経て理事会の承認があると、名義書換料をゴルフ場経営会社に支払うことによって会員の地位を得ることにな

り、プレーができるようになる。

この取引実態から、取引の対象となっているのは、理事会の承認によって会員になれる条件付権利(期待権)であると見るのが通説的見解である。昭和63年3月31日の大阪高裁判決(16)も「クラブ会員の有する権利すなわち会員権の譲渡については、本件クラブ理事会の承認を要するとされているけれども、……会則の趣旨に照らし、その意図するところは、会員となろうとする者を事前に審査し、会員としてふさわしくない者の入会を阻止することにより、主としてクラブの品位を保つことにあって、譲渡人と譲受人間における本件会員権の任意譲渡を一般的に禁止したものではないと解されるから、譲渡禁止特約のある債権とは異なり、クラブ理事会の承認のない会員権の譲渡は、クラブに対する関係で相対的にその効力が生じないとすれば足り、譲渡の当事者間においては、クラブ理事会の承認により会員資格(地位、以下同じ)を取得するという条件付権利の譲渡として有効であり………」と判示している。

これに対して、

- ① 「会員たる地位」が条件付であるにせよ取引の対象とされていると考えるのは、通常会員たる地位が一身専属のものとされていることからして不合理であること。
- ② 理事会の承認の前提として行われている入会審査が会員として受け入れられる人物か否かの審査であることからみても、理事会の承認は、会員たる地位の「譲渡」の承認ではなく、会員としての「受入れ」の承認であること

から、会員権として売買の対象となっているものは、「会員たる地位」すなわち施設利用権を含むすべての債権的法律関係ではなく、「会員たる地位」の基礎として必要不可欠とされている預託金に関する権利であるとする見解がある⁽¹⁷⁾。すなわち、ゴルフ会員権として売買されているものは、会員がゴルフ場経営会社に対して有している債権的法律関係の中から施設利用に関する部分を切り離した預託金に関する部分、言い換えれば、

会員となるための前提として必要な経済的資格要件と解しているのである。もちろん、ここでとらえられている「預託金に関する権利」とは、単に預託金の額面金額の返還を請求しうるだけの権利ではなく、「会員たる地位」を得るための前提条件としての預託金に関する契約上の地位である⁽¹⁸⁾。そう考えなければ、預託金の額面金額以上の価格でゴルフ会員権が取引されている実態を説明できないことになる。

これに類似するが通説的な考え方に立つ見解として次のようなものがある⁽¹⁹⁾。

すなわち、会員権の内容は、施設利用権と預託金返還請求権を包括する 契約上の地位であるが、これらの権利の関係は、会員たる地位の得喪に よって、交互に顕在化・潜在化を繰り返し、施設利用権は会員たる地位の 存在を前提として顕在化し、預託金返還請求権は施設利用権が顕在化する と潜在化し、潜在化すると顕在化する等相互に逆に働く性質を有する。し たがって、市場で売買されている会員権の内容は、顕在化された預託金返 還請求権と潜在化している施設利用権(それを顕在化させるためには理事 会の入会承認が必要)である。市場で会員権を売却しようとする会員は、 買い手が見つかるまでは退会しないので、施設利用権は潜在化しているだ けで失われてはいないというのである。

この見解は、市場での会員権の売買が預託金(入会保証金)証書を介して行われることから金銭債権たる預託金返還請求権が顕在化しているととらえているのであろうが、金銭債権たる預託金返還請求権が顕在化するのは、据置期間経過後に退会(契約を解除)した場合のみであるし、売り手は買い手が見つかるまで退会していない。また、据置期間経過前に退会しても預託金返還請求権は顕在化しない。したがって、施設利用権が潜在化するという点はともかく、預託金返還請求権が顕在化するという表現は適当ではない。むしろ、「会員たる地位」を得るための前提条件としての預託金に関する契約上の地位、すなわち預託金に関する権利が顕在化するととらえるべきであろう。

一方、会員の死亡を会員資格喪失事由とする会則の定めのある預託金制 ゴルフクラブの会員権の相続を認めた東京高裁平成3年2月4日判決⁽²⁰⁾ は次のように判示している。

「……預託金会員組織のゴルフクラブにおいては、会員はゴルフ場施設の運営管理に参画することが制度的に保障されておらず、また、会員相互の人的信頼関係を基礎としてゴルフクラブが組織、運営されているわけでもないのであって、ゴルフクラブの会員の地位は前記のようなゴルフ場施設の優先的利用権を基本的な権利とする契約上の地位に過ぎず、……その地位は一身専属的なものではないというべきである。

……会員の地位の承継の場合も、承継人の会員としての適格性はその承継人の入会申請に際して審査されれば足り、このことは承継の原因が譲渡であるか相続であるかによって別異に解すべき理由はない。しかし、預託金会員組織のゴルフクラブの会員の地位が被控訴人(ゴルフ場経営会社)と会員との間の契約関係であることからすれば、このような会員の地位の承継についても予め会則等によって明確にその承継を禁止する規定を置けばその承継を否定することができるというべきである。

この点、被控訴人は、会則に死亡の場合は会員資格を失うとの規定があることを根拠として、会員が死亡した場合、その会員の有していた会員資格(会員の地位)は絶対的に消滅し、その相続人は預託金返還請求権を相続するだけである旨主張している。しかし、……〇ゴルフクラブは会則上会員資格の譲渡性を認め、そのいわゆるゴルフ会員権は会員権取引業者によって取引され、一定の市場価格が形成されており、そこでゴルフ会員権として取引の対象とされているのは入会承認前の会員としての地位とみることができ、このような地位の譲渡を認める限り相続による地位の承継を否定する合理的な理由はないのであって、……相続による承認を認めないというのであればその旨を……会則等に規定しなくてはならないというべきである。

本判決は、「会員たる地位」を入会承認前と入会承認後とに区分してと

らえている点で注目すべきものである。被控訴人(ゴルフ場経営会社)が、会員たる地位は会員の死亡により消滅し金銭債権としての預託金返還請求権だけが残ると主張したのに対し、会員の死亡によってその死亡した会員の資格は喪失するが「入会承認前の会員たる地位」は残り、それが市場で取引されている以上、その相続も認められるべきであるとした。すなわち、預託金返還請求権を単なる金銭債権ではなく、会員たる地位を得るための前提となるいわば預託金に関する権利としてとらえ、それが「会員権」として市場で取引されているとしている。

別の論者も会員権は「会員たる地位」と「会員権者たる地位」に観念上区別して考えるべきであるとしている⁽²¹⁾。すなわち、会員である間は二つの地位は一致しているが、譲渡・相続により「会員たる地位」は喪失し、二つの地位は分離する。「会員権者たる地位」は譲受人、相続人に移転し、譲受人、相続人(相続人から譲り受けた者を含む)がクラブ理事会(会社)の入会承認を得ることによって「会員たる地位」を獲得し、二つの地位は再び一致することになるというのである。

以上の見解、判例を総合的に検討すると、市場で「ゴルフ会員権」として取引されているのは「入会承認前の会員たる地位」であり、それは、会員がゴルフ場経営会社に対して有している債権的法律関係の中から施設利用に関する部分を切り離した預託金に関する部分、すなわち預託金に関する権利たる預託金返還請求権と解するのが最も合理的であろう。「入会承認前の会員たる地位」を取得した譲受人は、クラブ理事会(ゴルフ場経営会社)の入会の承認を得ることによって会員たる地位を得、その後、ゴルフ場施設を利用することができる(すなわち施設利用権を顕在化させることができる)ようになるのである。

社団法人制から株主会員制を経て預託金会員制が主流となった会員制ゴルフクラブの発展形態をみても明らかなように、預託金制ゴルフクラブはその会員権の譲渡を認め、それを一定期間無利息で据え置かれる預託金を拠出して会員となる者を募集するインセンティブとした。したがって、預

託金制ゴルフクラブの会員権は譲渡できることが大前提で(通常、会則等に理事会の承認を受ければ譲渡が可能であることは明記されている)、入会申込み、理事会の審査を経て、名義書換料の支払いをすれば、入会審査の段階で会員としてふさわしくないと判断されない限り、会員たる地位を得ることができるのである。その点で、入会承認前の会員たる地位には、潜在的に施設利用権などの入会承認後に得られる権利が付着していると考えるのが自然である。

一方、会員がゴルフ場経営会社に対して預託金返還請求権を行使する場面では、それは単なる金銭債権としてとらえられることになる。預託金返還請求権は、原則として、一定の据置期間経過後に退会(契約の解除)を条件に行使できるので、預託金返還請求権が行使される際には、退会により施設利用権は失われている。すなわち、会員の退会により預託金返還請求権が顕在化した場合、預託金返還請求権は単なる金銭債権となり、もはや契約上の地位としてのゴルフ会員権を構成する預託金返還請求権ではない。

したがって、預託金返還請求権は、契約上の地位としてのゴルフ会員権 を構成する預託金返還請求権、すなわち、「預託金に関する権利」ないし 「預託金に関する契約上の地位」を意味する場合と単なる金銭債権を意味 する場合とがあるのでそれぞれを区別して考える必要がある。

(2) 施設利用権と預託金返還請求権の一体性と資産価値

上記(1)で検討したとおり、ゴルフ会員権を構成する預託金返還請求権は 単なる金銭債権ではなく、施設利用権を得るための必要な経済的資格要件 としてのいわば預託金に関する権利である。施設利用権と預託金に関する 権利は、一方が顕在化すれば他方が潜在化するという関係にあり、両者が 同時に顕在化することはないので、それぞれが独立した権利であるかのよ うな印象を受けるが、契約上の地位である以上それらは全体として一体の ものである。一方の権利が顕在化している場面において、他方の権利は潜 在化してその一方の権利に付着している。したがって、契約上の地位が正 常に継続している間は、それぞれを独立の権利の対象として分割・分離して他に移転することは、契約上の地位を崩壊させる結果をもたらし許されない⁽²²⁾。

ゴルフ会員権を構成する施設利用権と預託金返還請求権が一体不可分であるが故に、税務上もゴルフ会員権の譲渡による所得は譲渡所得として取り扱われているのである。ゴルフ会員権の譲渡による所得を譲渡所得として取り扱うことを規定している所得税基本通達33-6の2の解説(23)でも、この点が明らかにされている。

このように施設利用権と預託金に関する権利は、本来一体不可分のものであるため、ゴルフ会員権の資産価値を考える場合、個々の権利に分解してその資産価値を金額表示することはできない。市場で会員権を取得した場合、会員権の取得価額から預託金の額面金額を控除した残額を施設利用権の価額ととらえる考え方もあるが(24)、これには施設利用権と預託金返還請求権の一体性の観点から異論を唱えざるを得ない。ゴルフ会員権という契約上の地位が正常に継続している間は、ゴルフ会員権を構成する預託金返還請求権は単に預託金の額面金額を請求できる金銭債権ではなく、施設利用権が付着した預託金に関する権利なのである。したがって、預託金返還請求権の資産価値は預託金の額面金額でとらえられるものではないのである。

また、預託金返還請求権の資産価値を預託金の額面金額、それ以外の部分が施設利用権の資産価値というとらえ方をしてしまうと、次のような現象を説明できないことになる。

- ① 購入時期の違いによって、全く同一のゴルフクラブの施設利用権について、その資産価値が異なる結果となること
- ② 現実に、預託金の額面金額を下回る価額で会員権が売買されていること (このような会員権を購入した場合、預託金返還請求権と施設利用権 の資産価値を区分して考えると、少なくとも施設利用権の資産価値はないことになるが、そのようなゴルフクラブでもプレーはできること)

施設利用権と預託金返還請求権は、本来一体不可分であると考えれば、 ゴルフ会員権という契約上の地位が正常に継続している間は、預託金の額 面金額はゴルフ会員権を保有している者にとっては特に意味を持たない。 通常、ゴルフ場経営会社に対して預託金返還請求権を行使する目的でゴル フ会員権を取得する者はないであろうから、ゴルフ会員権販売業者が新聞 等に掲載している相場表にも、預託金の額面金額は一切表示されていない のである⁽²⁵⁾。

(注)

- (1) 須藤正彦著『ゴルフ会員権・預託証書の法理論』,1979年、p.42
- (2) 第71回国会衆議院大蔵委員会議録第19号(昭和48年3月29日)高木文雄政府委員の答弁(第1章p.8参照)
- (3) 判例タイムズ 301号 (1974.2) . pp.152-69
- (4) 小室金之助稿「レジャー会員制クラブの施設利用権の法的性格」 NBL 64号 (1974.5.15) . p.24
- (5) 小室, 前掲稿, p.27
- (6) 須藤正彦稿「担保の客体としてのゴルフ会員権」ジュリスト801号 (1983.11.1), p.80
- (7) 服部弘志稿「ゴルフ会員契約における施設利用権の充実化と希薄化(2)」 NBL 579号 (1995.10.15) . pp.49-52
- (8) ゴルフ場経営会社が会員に募集広告やパンフレットによって告知したコースレイアウトが会員契約の内容になるかについて、東京地裁平6.9.8判決はこれを肯定しているが、東京高裁平6.9.26判決及び東京地裁平6.10.28判決はこれを否定しているということである。(服部、前掲稿、PP.48-9)
- (9) 服部弘志稿「ゴルフ会員契約における施設利用権の充実化と希薄化(3)」 NBL 586号 (1996.2.1), pp.52-4
- (10) 服部弘志・服部和良編『ゴルフクラブ等会員契約の法律相談』, pp.127-8
- (11) 判例時報774号, p.66

18ホールのゴルフ場を経営していた事業者が、隣接する18ホールのゴルフ場を買収し、会員に対し追加金の支払を条件に当該コースの利用権を付与することとしたことに対し、追加金の支払なしに当該コースの利用権を有すると主張した会員が除名され、会員権確認訴訟を提起したものである。

- (12) 判例タイムズ822号(1993.10.1), p 229
- (13) 小室金之助著『会員権証券法論』,1979. p.54

- (4) 今中利昭稿「ゴルフ会員権の法的性格」金融法務事情1442号(1996.2.15), p.6 会員権の内容を構成する各個別の権利は、ゴルフ場経営会社と会員との契約によって定められるものであり、施設利用権と預託金返還請求権だけではない。
 - 会員の権利としては次のものが考えられるという。
 - ① 施設の優先的利用権、② 施設の低料金利用権、③ 一般人の紹介権と同伴権、④ 開場請求権、⑤ 適正施設請求権、⑥ クラブ行事・事業参加・公式ハンディキャップ取得等の権利、⑦ 預託金返還請求権、⑧ 会員証書等発行交付請求権、⑨ 会員名簿等の発行交付請求権、⑩ 会員権を譲渡する権利、⑪ 会員名義書換請求権、⑫ 会員権担保設定権
- (15) 野村豊弘稿「民法判例レヴュー49 契約|判例タイムズ878号(1995.8.1), p.26
- (16) 判例時報1291号, pp.72-5
- (17) 松井一彦稿「ゴルフ会員権は除名で消滅するか」自由と正義41巻7号(1990), pp.77-81
- (18) 前掲松井論文では、「預託金返還請求権といわれている預託金に関する契約上の地位」と表現されている。
- (19) 後藤徳司稿「財産権としてのゴルフ会員権総論-預託金制度のゴルフ会員権に関する一般論」判例タイムズ696号(1989.7.1), pp.15-22

後藤氏が、施設利用権をゴルフクラブへの入会前は潜在的権利、入会後は顕在的権利と分析しているのに対し、服部弘志氏は、施設利用権は原始会員の利用契約の締結によって発生し、入会という手続がその行使の条件であると構成すべきであるとしている(服部弘志著『ゴルフ会員権の理論と実務』,1990年、p.92)。

いずれにしても、市場で取引されている会員権は、単なる金銭債権たる預託金返還 請求権ではなく、それに施設利用権が付着していると考えている点では同様の見解で ある。

- (20) 判例時報1384号 (1991.7.21)
- ②1) 高山征治郎稿「預託金制会員権をめぐる諸問題」自由と正義41巻7号(1990),pp.47-8
- (22) 今中, 前掲稿, pp.7-8
- ② 渡辺正弘他編『平成8年版 所得税基本通達逐条解説』,1996年、pp.184-5
- (24) 山田熙稿「ゴルフ会員権の評価損」税経通信(1997.8), pp.136-7
- (25) 現在のように、会員権相場が預託金の額面金額を下回っているゴルフクラブが多い 状況においては、据置期間が満了した時点で預託金返還請求権を行使する目的でゴル フ会員権を取得することも十分想定される。

第3章 ゴルフ会員権に対する評価損の計上

第1章、第2章でゴルフ会員権とは何か、また、ゴルフ会員権を構成する権利の内容及びその権利相互の関係について検討した。その検討結果を踏まえ、本章以下では、バブル崩壊によりゴルフ会員権相場が大幅に下落している現状のもとで、法人が保有するゴルフ会員権について生じている税務上の問題点について順次検討することとしたい。

第1節 問題点の整理

バブル崩壊によりゴルフ会員権相場が大幅に下落している現状において、ゴルフ会員権の相場は、預託金の額面金額に比して著しく下落しているケースが多い。日本経済新聞の記事(平成10年2月13日朝刊)によると、日経産業新聞に相場を掲載している関東220コース(名義書換停止中のものを除く)のうち、額面割れは全体の3割強、額面割れすれずれのコースも全体の1割近くあるということである。特にバブル期に新規募集に応じて取得したゴルフ会員権については、額面割れが大部分であると思われる。

このような状況のもとで、法人が保有するゴルフ会員権の評価に関して、問題点は次の二点に集約される。

1 ゴルフ会員権に対する評価損計上の可否

現行の法人税法のもとでは、資産について評価損の計上が認められるのは極めて限定された場合のみであるが、ゴルフ会員権の相場が大幅に下落している現状を踏まえ、特に相場が預託金の額面金額を下回っている場合について評価損の計上を認める余地がないか。

2 取引の擬制による含み損計上の可否

法人が保有しているゴルフ会員権の帳簿価額は、①ゴルフ場経営会社の新規募集に応じて取得した場合は、その募集価額(=預託金額)と入会金を合計した金額、②市場で(ゴルフ会員権販売業者を通じて)取得した場合は、取引価額にゴルフ場経営会社に対して支払う名義書換料とを合計した金額と

なっているが、少なくとも②の取得形態を採ったゴルフ会員権の相場が預託 金の額面以下に下落している場合には損失計上の余地があるのではないか。

例えば、市場で預託金の額面金額を上回る取引価額で購入したゴルフ会員権について、相場が預託金の額面以下に下落している場合に、預託金の据置期間経過時に据置期間の延長に同意し、新しい会員権証書(預託金は同額)の交付を受けたときは、いったん額面相当額の預託金の返還を受けたと見て、当初の取引価額(帳簿価額から名義書換料を差し引いた金額)と預託金の額面金額との差額を損失が発生したものとすることができるのではないか。

第2節 ゴルフ会員権に対する評価損計上の可否

1 ゴルフ会員権の資産区分

ゴルフ会員権について評価損の計上が可能かどうかを検討する前提として、法人税法上のゴルフ会員権の資産区分(金銭債権、有価証券に該当するのか、あるいは無形固定資産に該当するのか)を明らかにする必要がある。

ゴルフ会員権は会員のゴルフ場経営会社に対する契約上の地位(会員たる地位)であり、施設利用権、預託金返還請求権、年会費納入義務等を内容とする債権的法律関係である。会員たる地位を得ることによって会員に与えられる種々の権利の中に金銭債権たる預託金返還請求権が含まれているが、次のような理由から、会員たる地位は施設利用権を主とする契約上の地位としてとらえるのが妥当である。

① 預託金を支払うのは施設利用権を得るためであることからすると、施設 利用権が主たる権利であると考えられること。

また、施設利用権が消滅時効にかかるかについて争われた事案で最高裁が次のように判示し、ゴルフ会員権を構成する権利のうち施設利用権がその基本的な(主たる)権利であることを明らかにしていること⁽¹⁾。すなわち、「被上告人の有する本件ゴルフクラブの個人正会員としての地位は、いわゆる預託金会員組織のゴルフ会員権に該当する債権的契約関係で

あり、その内容として、会員は、ゴルフクラブ会則に従ってゴルフ場施設 を利用し得る権利を有するとともに年会費納入等の義務を負担し、また、 入会の際に預託した預託金を会則に定める据置期間の経過後に退会に伴っ て返還請求することができるというのである。これによれば、右契約関係 においては、会員のゴルフ場施設利用権がその基本的な部分を構成するも のであるところ、会員は、ゴルフクラブの会員としての資格を有している 限り、会則に従ってゴルフ場施設を利用することができ、上告会社は、会 員に対してゴルフ場施設を利用可能な状態に保持し、会則に従ってこれを 利用させる義務を負うものというべきである。そうだとすれば、会員がゴ ルフ場施設の利用をしない状態が継続したとしても、そのことのみによっ ては会員のゴルフ場施設利用権について消滅時効は進行せず、契約関係に 基づく包括的権利としてのゴルフ会員権が消滅することはないが、上告会 社が会員に対して除名等を理由にその資格を否定してゴルフ場施設の利用 を拒絶し、あるいはゴルフ場施設を閉鎖して会員による利用を不可能な状 熊としたようなときは、その時点から会員のゴルフ場施設利用権について 消滅時効が進行し、右権利が時効により消滅すると、ゴルフ会員権は、そ の基本的な部分を構成する権利が失われることにより、もはや包括的権利 としては存続し得ないものと解するのが相当である。

② 施設利用権が顕在化している(ゴルフ場の施設が利用できる)状況の下では、預託金返還請求権は潜在化しており、単なる金銭債権を意味するものではなく、据置期間経過後の退会(契約の解除)によって、初めて金銭債権として認識されるものであること。

施設利用権は、会員契約の内容によって決定される具体的なゴルフ場施設の利用権であり、法人税法において減価償却資産たる無形固定資産として列挙されている(法人税法施行令第13条第八号)専用側線利用権、鉄道軌道連絡通行施設利用権、電気ガス供給施設利用権、熱供給施設利用権、水道施設利用権、工業用水道施設利用権、電気通信施設利用権といった利用権の一種と考えられる。ただし、施設利用権は時の経過によってもその価値が減少し

ないので、無形固定資産であるが、減価償却資産には該当しない(2)。

そこでゴルフ会員権を無形固定資産としてとらえた上で、その評価損の計上の可否を検討する必要がある。

しかしながら、ゴルフ場経営会社の経営が破綻し、ゴルフ場が転売されたり閉鎖されたことなどにより会員がゴルフ場施設を利用できなくなったような場合についてはどうであろうか。このような場合には、ゴルフ場経営会社が会員契約の目的を達することができなくなったわけであるから、会員は民法の規定による解除権を行使し、会員契約を解除することができる。預託金返還請求権は単なる金銭債権ではなく、会員の退会を条件に行使することができる停止条件付の権利である。したがって、このような場面では、施設利用権は失われ、預託金返還請求権が顕在化しているので、ゴルフ会員権は金銭債権(ゴルフ場経営会社に対する預託金返還請求権)としてとらえることになる。もちろん、据置期間経過後に退会し、預託金返還請求権を行使し預託金の返還が未だ行われていない場面でも同様である。

2 固定資産の評価掲に関する法人税法上の取扱い

資産の評価損の計上は外部との取引によって認識されるものではなく、いわゆる内部計算であることから、常に恣意性がつきまとう。これを排除し、適正な課税所得計算を行うという観点から、法人税法上、資産の評価損は原則として損金の額に算入しないこととされている(法人税法第33条)。

しかし、固定資産については、取得の際に全く予想し得なかった特定の事実が生じたときは、例外的に評価損の計上を認めることとしている。この特定の事実とは、商法第34条第二号の「予測スルコト能ハザル減損」に相当するもので、具体的には次のような事実がこれに該当するものとされている(法人税法施行令第68条第1項第三号)。

- ① 災害により著しく損傷したこと
- ② 1年以上にわたり遊休状態にあること
- ③ 本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと

- ④ 所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ⑤ 法人について会社更生法の規定による更生手続開始決定または商法の規 定による整理開始命令があったことにより、その資産につき評価換えをす る必要が生じたこと
- ⑥ 上記の①から⑤に準ずる事実が生じたこと

具体的には、固定資産が事故により著しく損傷したことや法人について和議法の規定による和議開始決定があったことにより固定資産につき評価換えをする必要が生じたこと、固定資産がやむを得ない事情によりその取得の時から1年以上事業の用に供されないためその固定資産の価額が低下したと認められることなどがこれに該当する(旧通達昭和40直審(法)84、法基通9-1-17)。

ゴルフ場施設が通常どおり利用できる状況の下で、ゴルフ会員権の相場が 仮に預託金の額面金額を下回っていたとしても、これらのいずれの事由にも 該当しないため、現行法の解釈として評価損を計上することは認められな い。

一方、上記1で述べたように、ゴルフ場の施設が利用できなくなり、会員 契約の解除事由が生じ、契約を解除(退会)した場合には施設利用権が失わ れ、ゴルフ会員権は金銭債権としてとらえることになる。金銭債権について は法人税法上評価損の計上が認められておらず、その減額の方法として貸倒 損失の計上や貸倒引当金の設定が認められているが、これらの計上や設定の 可否については第4章で検討することとしたい。

3 評価損計上の可能性の有無

固定資産について特定の事実が生じた場合以外に評価損の計上が認められないのは、固定資産については減価償却という形で減価を行うこととされていることからすれば、非減価償却資産であるゴルフ会員権について何らかの形で評価損の計上を認める余地があってもよいのではなかろうか。しかし、仮に、ゴルフ会員権について評価損計上の可能性を考える場合、時価の指標

が不明なことが最も大きな障害となる。

ゴルフ会員権相場(時価)は新聞紙上でも公表されているが⁽³⁾、会員権の相場がどのような要因によって形成されるものか、あるいは、会員権を評価する客観的な手法それ自体がどうあるべきかも十分に解明されていない。また、株式のように法律で整備された取引市場もなければ、土地などのような公示価格もなく、不動産鑑定士のような評価の専門家もいない。ゴルフ会員権の内容はゴルフクラブによって区々であり、施設の規模、ロケーション、会員数その他の複雑な要因が存在するため、その権利内容を価値的にかつ一義的に把握するには多くの障害がある⁽⁴⁾。したがって、相場が下落しているといっても、その相場自体が客観的なものなのかどうかを判断できない。

ゴルフ場経営会社による会員の募集は、行政庁の許可等のあった時から完成・オープンに至るまでの期間を区切り、第一次募集、第二次募集、最終募集といったように段階的に行われるが、募集価額(預託金額)は段階的に高額になっていくのが一般的である。この募集価額は、ゴルフ場経営会社が任意に定めることができる。バブル期には、会員権相場が右肩上がりに推移しており、全くプレーをしない人まで投資目的で会員権を取得していた。地価が上昇し続ける限り、広大な土地を保有しているゴルフ会員権の相場も上昇し続けると信じられていたからである。その背景には、ゴルフ会員権の保有が土地の分割所有権を伴うとの錯覚があったのかもしれない。いずれにしても、当時は、ゴルフ会員権の内容に比して募集価格がかなり高額に設定されていたことも事実であり、相場が下落したといっても、本来のゴルフ会員権の価値を相場が表すようになったにすぎないと考えることもできる。

結局、ゴルフ会員権を無形固定資産としてとらえる限り、評価損を計上する余地はないと思われる。このため、ゴルフ会員権の相場下落による損失を計上するためには譲渡によりその損失を実現させるほかなく、子会社、関連会社に譲渡したり、買戻し特約を付して譲渡したり、あるいはクロス取引(ゴルフ会員権を売却し、同一のゴルフクラブの会員権を購入する行為)に

より、実質的には施設利用権を留保したままで、相場下落による損失を計上 しようとする動きもみられるようである⁽⁵⁾。

4 取引の擬制による含み損計上の可否

ゴルフ会員権は契約上の地位であるから、譲渡によらなくても契約を解除して預託金の返還を受ければ、帳簿価額と預託金の額面金額との差額を損失として計上することができる。会員権相場が預託金の額面を下回っている場合には、預託金の据置期間の経過後、会員の側から契約の解除を申し出て預託金返還請求権を行使し、帳簿価額と預託金額との差額を損失として計上することができることはもちろんである。預託金の据置期間経過前でもゴルフ場経営会社が会員契約の目的を達することができなくなった場合には、会員は民法の規定による解除権(債務不履行による解除権)を行使し、会員契約を解除した上で預託金返還請求権を行使できる。ゴルフ場の開場が著しく遅延したり、開場が不能と認められる場合、ゴルフ場経営会社が会員に施設を利用させることができなくなった場合、適正な施設の提供ができない場合(提供される施設の質が契約に定められた施設を著しく下回ること)などが、この解除権の行使事由として考えられる。

また、解除権の行使によらなくても、両当事者の合意によって契約は解除することができる。契約を解除すれば(すなわち、ゴルフクラブを退会すれば)施設利用権は失われ、ゴルフ会員権は金銭債権としてとらえられることは既に述べた。それでは、会員が預託金の据置期間の延長に同意し、新たな会員権証書の交付を受けたような場合には、いったん契約を解除し、預託金の返還を受けた後、新たな会員契約を締結したと考えられないであろうか。そう考えられるとすれば、預託金の据置期間の延長に同意するだけで、ゴルフ会員権は金銭債権たる預託金返還請求権となり、帳簿価額と預託金の額面金額との差額は損失が発生したものと見ることができるのではないか。

この点に関しては、実際にゴルフ場経営会社から会員に対する預託金の返 還があり、会員からゴルフ場経営会社に対する新たな入会金の支払いがある など、実質的に契約がいったん解除されたと認められるような特段の事由がない限り、契約の解除と新契約の締結があったというより、単に契約内容を変更したとみるほうが合理的である。据置期間が経過しても預託金の返還ができないから(又はできないと見込まれるから)据置期間の延長が行われるのに、いったん契約が解除され預託金の返還を受けたという取引を擬制するのは不合理である。また、ゴルフ場経営会社が据置期間の延長を申し出るのは、相場が預託金の額面以下に下落し、預託金返還請求権が行使される可能性がある場面においてである。そうすると、会員がいったん契約を解除して預託金の返還を受けたのであれば、新たに同額の預託金を払い込んで会員契約を締結するよりは、会員権販売業者から額面金額を下回る相場で会員権を購入するであろう。加えて、契約を解除すれば会員の施設利用権が失われることになるが、会員の施設利用権は継続しており、据置期間の延長に同意しただけでいったん施設利用権が失われたと見る余地もない。契約の解除と新たな契約の締結がセットとなっている取引であり、買戻し特約付でゴルフ会員権を譲渡したのと実質的に変わらない。

したがって、据置期間の延長を両当事者の合意による契約の解除と新契約の締結とみるのは極めて不合理であり、取引の擬制による含み損の計上はできない。また、そうでなければゴルフ会員権が契約上の地位であることを利用して安易に含み損を計上できる結果となり、課税上の弊害が極めて大きい。

第3節 株主会員制ゴルフクラブの会員権に対する評価損計上の可否

本稿では、預託金制ゴルフクラブの会員権を中心に法人課税上の諸問題について検討しているが、株主会員制ゴルフクラブの会員権について評価損の計上が可能かどうかについても併せて検討する必要がある。

株主会員制ゴルフクラブの会員権を表象するのは、会員が保有する株式である。したがって、現行法上の有価証券の評価損に関する規定を適用し、評価損計上の可否を検討すればよいのであろうか。租税特別措置法施行令では、株主

会員制ゴルフクラブの株式について「ゴルフ場の所有又は経営に係る法人の株式又は出資を所有することがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有利な条件で継続的に利用する権利を有する者となるための要件とされている場合における当該株式又は出資者の持分」と規定し(租税特別措置法第25条の8第6項)、その譲渡による所得について通常の株式の場合とは異なる課税方式を定めているが(6)、有価証券の評価損について規定している法人税法施行令第68条第二号ではこの株式を適用除外としていない。したがって、文理解釈上は、株主会員制ゴルフクラブの株式についても有価証券の評価損に関する規定の適用ができるということになるのであろうか。そうだとすれば、現在、株主会員制ゴルフクラブの株式で上場されているものはないので、有価証券のうち非上場有価証券に関する評価損に関する規定が適用され、ゴルフ場経営会社の資産状態が著しく悪化したことによる著しい価額の下落があった場合には評価損の計上が認められることになる。

しかしながら、会員が保有する株式には、株主としての権利だけでなく施設利用権を含む会員権が付着している。株主会員制ゴルフクラブの株式は「これを所有することによって、株式所有者と会社の間にゴルフ会員契約が成立し、株式を所有している限り右契約が存続し、株式所有者は会社に対しゴルフ会員権を有するとされる場合における株式、すなわち、株式所有者と会社との間にゴルフ会員契約約款が存在し、双方がこれに拘束される関係にある場合における株式」(大分地裁昭和57年5月17日判決(7))と解されている。つまり、株主の権利の一つとして施設利用権が存在するのではなく、株主とゴルフ場経営会社との間に別途会員契約が存在し、その契約によって施設利用権を含む会員権が付与されているのである(株主会員制ゴルフクラブには、会員となるためには株式を所有するだけでなく、別途入会金等の支払を要するクラブもあるが、そのようなクラブにおいては現実に別途会員契約が締結される)。株主会員制ゴルフクラブの株式を取得することが会員権取得の前提となるという点で、株主会員制ゴルフクラブの株式の取得は預託金制ゴルフクラブにおける預託金の払込みと類似の行為と解することができる。

また、市場(ゴルフ会員権市場)で取引されている株主会員制ゴルフクラブ の株式は、株式に潜在化した会員権が付着したものである。したがって、株主 会員制ゴルフクラブの株式の資産価値は、単なる株式だけの価値ではなく、株 式と会員権の資産価値を合計したものである。預託金制ゴルフクラブの会員権 を構成する施設利用権と預託金返還請求権が同時に顕在化しないのに対して 株主会員制ゴルフクラブの会員権を構成する施設利用権は株主としての権利と 同時に顕在化する(施設利用権を行使する一方で、株主としての権利も行使で きる)が、それらが同時に顕在化するからといって、株式と施設利用権とを別 個に取り出して取引の対象とすることはできない。ただし、それらは同時に顕 在化するので理論的には株式部分と会員権部分とに区分できるはずである。株 式部分だけを取り出せれば、その部分に対しては非上場有価証券に関する評価 損の規定を適用することができるが、現実にはそれぞれを金額区分することは できないので、株主会員制ゴルフクラブの株式については非上場有価証券に関 する評価損の規定を適用することはできないと考えるべきである。もちろん。 ゴルフ場経営会社の経営破綻等によりゴルフ場が閉鎖された場合など、会員と ゴルフ場経営会社との債権債務関係が崩壊し施設利用権が失われたときは 株 主会員制ゴルフクラブの株式は株式だけの価値となり、非上場有価証券に関す る評価損の規定の適用の余地がある。

〔注〕

- (1) 金山直樹稿「預託金会員制ゴルフクラブの施設利用権の消滅時効と会員権の消長」 ジュリスト「平成7年度重要判例解説 | . p p 53 - 4
- (2) ゴルフ会員権として資産計上した金額について償却が認められない点については法人税基本通達9-7-12において明らかにされている(p.242参照)。
- (3) 日経産業新聞では、全国の主要530コースについて会員権相場(売買実績がある場合はその取引価格を、売買実績がない場合は中心相場)を掲載している。また、大手ゴルフ会員権販売業者(住地ゴルフ、日本ゴルフ会)も新聞紙上にオープンマーケットと称して、ゴルフ会員権の売り希望と買い希望(それぞれの件数と売り希望のうち最も安い金額、買い希望のうち最も高い金額)の情報を掲載している。
- (4) 服部弘志・服部和良編『ゴルフクラブ等会員契約の法律相談』,1995, p p.116-8
- (5) 有賀武夫稿「ゴルフ会員権の譲渡を巡る税法上の諸問題」税務弘報45巻13号、

p p . 100 - 1

形式的には譲渡の形態を採っていても、実態として譲渡があったと認められないような場合には、当然その譲渡による損失の計上は税務上否認されることになる。

- (6) 課税方式の違いについては p.238参照
- (7) 判例時報1055号 pp 40-5

事案の概要は以下のとおりである。

預託金制ゴルフクラブを経営する会社が、設立後欠損続きで利益配当を行える見込みがなかったため、株主の不満を抑える目的で株主にゴルフ場を会員よりも有利な条件で利用できる特典を与えていた。この株式の譲渡による所得が「ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡に類する有価証券の譲渡による所得」に当たるとしてされた課税処分(当時は、有価証券の譲渡に関する所得は原則非課税とされ、ゴルフ会員権の譲渡に類似する株式の譲渡は課税対象とされていた。第 1 章 p .240参照。)について争われた事案である。判決は、ゴルフ場経営会社によって一方的に付与された株主優待措置があるだけでは、株式所有者と会社の間にゴルフ会員契約約款が存在するとはいえないので、この株式の譲渡は「ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡に類する有価証券の譲渡による所得」に当たらず、非課税所得となるとした。

第4章 貸倒損失の計上又は貸倒引当金の設定

第1節 問題点の整理

バブル崩壊によるゴルフ会員権相場の大幅な下落を背景に、会員からの大量の預託金返還請求によるゴルフ場経営会社の経営破綻が今後更に拡大することが予想される。ゴルフ場経営会社が経営破綻状態に陥った場合、そのゴルフ会員権を保有する法人は、ゴルフ会員権について貸倒損失の計上や貸倒引当金の設定ができないであろうか。例えば、和議法の規定による和議決定がなされ、預託金の一部(一定割合)が切り捨てられたような場合、あるいは、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し預託金の返済を受けることができないと認められる状況の下で、会員が預託金の一部の返済免除をゴルフ場経営会社に対して書面により明らかにした場合、貸倒損失の計上はできないであろうか。また、債務者について和議法の規定による和議の開始申立てや会社更生法の規定による更生手続の開始申立ての事実があった場合、その時点で貸倒引当金の設定は認められないであろうか。

貸倒損失の計上や貸倒引当金の設定ができるのは売掛金や貸付金のような金 銭債権に限られている。したがって、仮にそれらの計上や設定ができるとして も、対象となるのはゴルフ会員権を構成する権利のうち金銭債権である預託金 返還請求権のみである。しかしながら、第2章で検討したように、ゴルフ場の 施設が通常どおり利用できれば(施設利用権が通常どおり行使できれば)、ゴ ルフ会員権を構成する預託金返還請求権は単なる金銭債権ではなく、施設利用 権と一体不可分のものである。

では、ゴルフ場経営会社が経営破綻状態に陥っていても、ゴルフ場の施設が 通常どおり利用できれば(施設利用権が通常どおり行使できれば)、預託金返 還請求権のみを取り出して貸倒損失の計上や貸倒引当金の設定はできないとい うことになるのか。それとも、一定の場合には、ゴルフ会員権を構成する預託 金返還請求権と施設利用権とが分解し、預託金返還請求権は単なる金銭債権と見ることができるのであろうか。

いずれにしても、預託金返還請求権が独立した金銭債権と見ることができれば、貸倒損失の計上や貸倒引当金の設定の余地があるということになるであろう。

本章では、これらの問題点について検討することとしたい。

第2節 法令・通達上の取扱い

1 貸倒損失の計上

法人税法第33条では、原則として金銭債権についての評価損の計上を認めていないが、商法上も企業会計上も、貸倒損失を債権の回収不能が明らかになった営業年度又は債権の切り捨てを行った営業年度の損失又は費用として処理することが、基本的な考え方となっている。

そこで、法人税法上も、法人税法第22条第3項第三号の資本等取引以外の取引に係る損失は損金の額に算入するという規定、同条第4項の法人税法上の損金の額の計算に関しては公正妥当な会計処理の基準に従うという規定を実定法上の根拠として、金銭債権が客観的に取立不能と認知し得るものである限り、その貸倒処理を認めるという立場を採っている。すなわち、貸倒れは債権の消滅であり、評価損の計上ではないという考え方を採っているのである(1)。

金銭債権が客観的に取立不能である場合として、法人税基本通達では次の三つの形態を示している。

- ① 法律上の債権が消滅した場合のその消滅部分の金額(法律上の債権消滅の場合の貸倒れ:法人税基本通達9-6-1)
- ② 法律上の債権が存在する場合であっても、債権の全額が回収不能と認められる場合に、法人が会計処理上の認識に関する意思表示として損金経理をしたときのその債権金額(会計認識上の貸倒れ:法人税基本通達9-6-2)

③ 取引停止後1年以上を経過した売掛債権及び取立費用に満たない売掛債 権の備忘価額控除後の金額を損金経理した場合の金額(売掛債権に対する 短期消滅時効を考慮した取扱い:法人税基本通達9-6-3)

更に、①の法律上の債権消滅は、更生計画認可決定による切捨て、特別清算・会社整理又は和議による切捨て、関係者間協議による切捨て、書面による債務免除の四つの形態に細分化できる。法律上の債権消滅のうち書面による債務免除は、「債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額」と規定されている。また、②の会計認識上の貸倒れは、「債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合」に損金経理できると規定されている。。

債権が回収不能であるかどうかは事実認定の問題であり、書面による債務 免除についても、会計認識上の貸倒れについても、債権の回収が不能である という事実認定は一義的には企業に委ねられるべきものであるが、その認定 は企業の自由な裁量に委ねられるのではなく、合理的な判断に基づくもので なければならない。そこで、企業がその有する債権を回収不能と認定する際 の合理性を担保するものとして、法人税基本通達が「債務者の債務超過の状 態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められ る | ことや「債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できな いことが明らかになったしことを一般的な基準として示しているのである。 税法がこのような制約を加えることについては、「法人税の場合には、国家 財政上及び国民経済上の見地から、法人のいかなる資産の増加に担税力の基 礎となる所得を認めるべきかという政策的観点に立って、税務の計算をし、 課税の公平を図ろうとするのであるから、純資産減少の原因となるべき事実 について、企業会計の場合よりも厳格なある種の制約を加えることは当然起 こりうることである。| (昭和40年(行ウ)第121号、大阪地裁昭和44年5月 24日判決)という判決によっても是認されている。

2 貸倒引当金の設定

法人税法が金銭債権の評価損を禁止していることから、会計認識上の貸倒 れは、金銭債権の全額が回収不能となるまでは認められない。しかし、金銭 債権の全額が回収不能という状態までには至っていないが、債務者の経営状 態が悪化しその回収が危ぶまれるような場合には、その債権の価値は実質的 に低くなっていると認められる。このような場合に、部分的な貸倒れを絶対 に認めないとすることは、企業の実態に著しく反し、納税者の納得を得られ るものではない。そこで、法律上の制約と企業実態との乖離に対する調整手 段として、部分的、かつ、暫定的な貸倒れ制度として設けられていたのが平 成10年改正前の債権償却特別勘定である。すなわち、所定の場合に、一定金 額以内の金額の債権償却特別勘定への繰入れを認め、これを損金の額に算入 することによって、実質的な部分的貸倒れを認めると同様の効果を生ずるよ う措置していたのである⁽²⁾。債権償却特別勘定への繰入れが認められる ケースとその繰入額は、従来、法人税基本通達で⁽³⁾定められていたが、平 成10年度の税制改正により、平成10年4月1日以後開始する事業年度から、 その取扱いは法令で定める貸倒引当金制度に包含されることになった。すな わち、その一部について回収が不能となった債権は、個別に評価する債権と して、従前の債権償却特別勘定の繰入基準に相当する基準で回収不能見込額 を計算し、貸倒引当金勘定へ繰り入れることとされたのである。

個別に評価する債権について貸倒引当金が設定できるケースは法人税法施行令第96条第1項及び同法施行規則第25条の2、第25条の3に規定されているが、これらの規定によると、債務者に会社更生法の規定による更生手続開始の申立てや和議法の規定による和議開始の申立てなどの事由が生じた場合には、債権の50%に相当する金額を貸倒引当金勘定に繰り入れることができることとされている。(以下、本稿で貸倒引当金の設定という場合は、個別に評価する債権に対する貸倒引当金の設定を意味する。)

第3節 ゴルフ会員権が金銭債権と認識される場合

第2節で述べたように、貸倒損失の計上も貸倒引当金の設定も、その対象となるのは金銭債権のみである。したがって、少なくともゴルフ会員権が金銭債権たる預託金返還請求権と認識される場合には、貸倒損失の計上や貸倒引当金の設定の余地がある。

以下、ゴルフ会員権が金銭債権たる預託金返還請求権と認識されるのはどのような場合かについて整理することとしたい。

1 据置期間経過後の契約の解除による場合

ゴルフ会員権を構成する施設利用権が失われ、預託金返還請求権が顕在化している場合に、ゴルフ会員権は金銭債権と認識される。例えば、市場で取引されている会員権は、購入した者が入会という手続きを経ないと施設利用権を得る(又は行使する)ことができないが、その時点では施設利用権は潜在化しているに過ぎず、失われているわけではない。この場合、施設利用権は、預託金に関する権利としての預託金返還請求権に潜在的に付着しているのである。したがって、施設利用権が失われ、預託金返還請求権が顕在化している場合とは、契約を解除(退会)して、会員が預託金返還請求権を行使している場合をいう。

ゴルフ会員契約においては、一定の据置期間経過後、会員の側から契約を解除して預託金返還請求権を行使することができる(約定解除権の行使)ことになっているので、据置期間経過後に会員が預託金返還請求権を行使している場面では、ゴルフ会員権は金銭債権として認識されることになる(ゴルフ会員権が金銭債権として認識されるというよりは、契約上の地位としてのゴルフ会員権はもはや存在せず、単なる金銭債権たる預託金返還請求権になったという方がよいかもしれない)。

2 据置期間経過前の契約の解除による場合

据置期間経過前であっても、ゴルフ場経営会社が会員契約の目的を達することができなくなった次のような場合には、会員は民法の規定による解除権(民法第541条の履行遅滞又は同法第543条の履行不能による解除権)を行使し、会員契約を解除した上で預託金返還請求権を行使できる(4)。

(1) 名義書換え停止・拒否による入会契約の解除 会員権の譲渡を認めている場合において、ゴルフ場経営会社が長期間に わたって名義書換えを停止したり、特定の名義書換えを拒否したような場 合をいう。

(2) 開場遅延・開場不能による入会契約の解除

がある一方で、

開場予定時期が著しく遅延した場合や開場が不能と認められる場合をいう。

なお、開場予定時期のどの程度の遅延が履行遅滞による契約の解除事由 になるかについては、

- イ 開場予定時期の多少の遅延は入会者も当然予定しているもので、社会 通念上相当として是認される程度の遅延はこれを許容し、遅滞の責任は 問わないとした上で、債務不履行の責を問われない開場遅延の限度は、 開場予定時期から2年であるとした事例(昭和61年5月29日大阪高裁判 決(5))
- ロ 会員の募集に当たって明示した開場時期が無意味になる程度に、ゴルフ場の開場を遅延させた場合には、法的な責任を負うことは当然であり、社会通念上許される遅延の範囲であるかどうかの程度については開場遅延の原因を総合的に判断するほかないとした上で、2年と半月余りの遅れは社会通念上許される期間の範囲を超えたものとした事例(平成5年6月24日東京地裁判決(6))

ハ ゴルフ場の開場時期がいつかということは、入会契約後の施設利用の 開始時期に関する重要な事柄であり、入会契約の内容を成すものであっ て、その遅延は債務不履行を構成すると解されるとしながらも、2年程度の開場の遅れは社会通念上相当として是認される程度を超えるような著しい遅延といえず解除権は生じないとした事例(平成6年9月26日東京高裁判決⁽⁷⁾)

もある。

したがって、債務不履行を構成する開場遅延の期間はどれくらいかということは一概には言えず、開場の遅れた原因は何か、それがゴルフ場経営会社に予想できたか否か、開場遅延について納得いく説明を会員に尽くしたか、そのゴルフ場が現段階で開場しているかなどにより総合的に判断するほかはない。

(3) 適正施設提供不能による入会契約の解除

提供される施設の程度(質)が入会契約に定められた施設を著しく下回る場合をいう⁽⁸⁾。

ゴルフクラブの会員数が、適正会員数を遙かに超えているため、会員の施設利用権が著しく侵害されていると認められる場合や、ゴルフ場経営会社が倒産し、ゴルフ場施設を他に売却したこと等により会員に施設を利用させることができなくなった場合もこれに含まれる。

(4) 当事者の合意による契約の解除

その他、据置期間経過前であっても契約の両当事者が合意により契約を 解除する場合もありうる。

いずれにしても、以上のように、会員契約が解除されゴルフ会員権が金銭 債権たる預託金返還請求権と認識される場合に、貸倒損失の計上事由や貸倒 引当金の設定事由が生じたときは、貸倒損失の計上又は貸倒引当金の設定が できるということになる。

第4節 預託金の一部切捨て等があった場合の取扱い

1 預託金の一部切捨て等があった場合の会員契約の帰趨

ゴルフ場経営会社について会社更生法の規定による更生計画の認可決定が

なされ、又は和議法の規定による和議決定がなされ預託金の一部が切り捨てられる場合や、経営破綻したゴルフ場経営会社の存続を図る目的で会員が預託金の一部切捨てに同意する場合がある。このように預託金の一部が切り捨てられても、会員が従前どおりゴルフ場施設を通常どおり利用できる場合、貸倒損失の計上はできるのであろうか。更生計画の認可決定や和議決定による債権の切捨て、債務者(ゴルフ場経営会社)の債務超過の状態が相当期間継続し、その返済を受けることができないと認められる場合に書面により行われた債権の一部切捨て(返済免除)は、法律上の債権消滅による貸倒損失の計上事由とされている(法基通9-6-1)。

更生計画の認可決定や和議決定により、預託金の一部が切り捨てられるということは、預託金返還請求権が施設利用権と分離した単なる金銭債権と認識されているということにならないだろうか。ゴルフ会員権を構成する潜在的な権利である預託金返還請求権に着目して、施設利用権が失われていない場合(会員契約が継続している場合)でも、それを単なる金銭債権と認識できるであろうか。

ゴルフ場経営会社が経営破綻した場合の倒産処理手続には清算型と再建型とがある。清算型の倒産処理手続(例えば破産法の規定による破産手続)は会社の消滅が前提となっているので、その手続の中で会員契約は解除され、ゴルフ会員権は金銭債権たる預託金返還請求権となる。では、再建型の倒産処理手続の中では会員契約はどのように取り扱われるのであろうか。本節では、会社更生法や和議法の適用、商法の規定による整理計画の認可あるいは再建型の私的整理が行われた場合の会員契約の帰趨について検討することとしたい。

(1) 会社更生法の規定による更生計画の認可決定があった場合

イ 会社更生手続の概要

会社更生は、窮状にあるが再建の見込みのある株式会社について、利 害関係人の利害を調整しつつ、その企業の維持再生を図ることを目的と する制度である。会社更生手続は、事業の継続に著しい支障をきたすこ

となく債務を弁済することが困難であったり 破産原因の生ずるおそれ がある場合に、全社又は一定の資格を備えた債権者若しくは株主の申立 てにより開始される。申立後開始決定までの間に、会社財産を保全し、 経営の継続を図るため各種の保全処分がなされることが多い。更生手続 の開始決定があると、管財人が選任され、その者に会社財産の管理処分 及び会社の事業経営の権限が専属するとともに、担保権により担保され た債権や和税債権も含めて債務の弁済は原則として禁止され、強制執 行、担保権事行としての競売、滞納処分等の強制取立ても禁止・中止さ れる。管財人は事業の経営を続けながら会社の資産を評価し、他方、会 社に対する権利はすべて届出、調査を経て確定され、ここに積極・消極 両財産が洗い出されるので、これを基礎として管財人は企業組織の変更 や債務弁済の方針を盛り込んだ更生計画案を作成することになる。更生 計画案は関係人集会で審理され、その法定多数の同意によって可決さ れ、裁判所の認可を得れば、反対者をも含めて効力を有するものとな る。こうして更生計画が成立すると、これに則って、会社組織の変更や 債務の弁済等が実行されることになる⁽⁹⁾。

ロ 会員契約の帰趨

更生手続開始時に双務契約について更生会社とその相手方がともにその債務の履行を了していないときは、管財人は契約を解除し、又は会社の債務を履行して相手方に債務の履行を請求することができることになっている(会社更生法第103条)。

ゴルフ会員契約は、会員の施設の利用、低廉な利用料金による利益と、ゴルフ場経営会社が無利息で預託金の寄託を受けた利益、会員から支払を受ける施設利用料及び年会費とが対価関係に立っていると考えることができ、契約の当事者の債務が対価関係にある双務契約に該当する。また、会員契約は期間を定めない継続的契約であり、更生手続開始時には、将来発生する会員の年会費支払義務や施設利用料支払義務が常に未履行であることから、ゴルフ場経営会社は将来の施設利用に応じる

義務が常に未履行ということになる。したがって、会員契約は当事者双方の債務が未履行である双務契約に該当し⁽¹⁰⁾、管財人は会社更生法第103条に基づくゴルフ会員契約についての解除権を有するということになる。しかし、会社更生法は再建型の倒産処理手続であり、弁済原資の確保、施設保全のいずれの観点からも、ゴルフ場の経営の継続は不可欠であり、管財人は事業の経営を続けながら(会員にゴルフ場施設を利用させ収益をあげながら)更生計画案を作成することになるので、管財人がこの解除権を行使することは考えにくい。

一方、会員にはこのような特別な解除権は認められていないが、据置 期間が経過していれば解除権(約定解除権)を行使することができる。 会員が契約を解除した場合、ゴルフ会員権は金銭債権たる預託金返還請 求権となり、更生債権としてじ後の更生計画に沿って返還されることに なる。会員が契約を解除しない場合には、預託金返還請求権、施設利用 権を中心とする契約上の地位(ゴルフ会員権)は、その全体を更生債権 として届け出なければならない。更生債権は債権届出期間内に届出を行 わなければ失権するので(会社更生法第125条,241条)、ゴルフ会員権全 体を更生債権として届け出ず、預託金返還請求権のみを届け出れば、施 設利用権は失われてしまうことになるからである。更生債権は金銭評価 することが必要であるが(会社更生法第117条)、施設利用権は更生会社 たるゴルフ場経営会社に対する関係では金銭評価をすることはできない ので、結局、ゴルフ会員権は預託金の額面金額で評価されることになる と思われる。施設利用権を将来の施設利用によって受ける利益と見て、 ビジターの利用料金と会員の利用料金との差額を評価額とすることも考 えられるが、会員が将来、ゴルフ場施設を利用するかどうかは不確実で あり、その差額が利益といえるかどうかも疑問である(11)。

このように、会員契約の帰趨は、会員が会員契約の解除による預託金の返還を望むか、会員として残留し、引き続きそのゴルフ場でのプレーを望むかによって決せられる。更生手続の開始決定、更生計画の認可決

定があったからといって、自動的に会員契約が解除され、ゴルフ会員権 が金銭債権となるわけではない。

もちろん、会員が会員契約の解除による預託金の返還を望んだ場合でも、更生計画によって預託金は相当程度減額され長期分割払いになるであろうし、会員として残留を希望する場合でも、追加預託金の支払や預託金の相当部分の切捨てに応じることが条件になることも考えられる⁽¹²⁾。

(2) 和議法の規定による和議(強制和議を含む)の決定があった場合

イ 和議手続の概要

和議は、債務者に破産原因がある場合に破産宣告そのものを予防し、 又は債務者が破産宣告を受けた場合にこれに続く破産的清算を回避し (強制和議)、いずれの場合にもその代わりに債権者と債務者が合意し た内容で債務の弁済と事業の継続を図ることを目的とする裁判上の手続 である。和議法による和議が開始され和議管財人が選任されても、債務 者は財産の管理処分権を失わないから、自らの事業を継続できる。債権 者集会で和議条件(債務の弁済の割合、弁済の期間などを定める)が可 決・認可されれば、これによって債務者が経済的危機を脱することを期 待されている(13)。

ロ 会員契約の帰趨

和議法においては会社更生法第103条のような和議管財人の解除権は認められていないので、会員契約の帰趨は、(1)の場合と同様、会員が会員契約の解除による預託金の返還を望むか、会員として残留し、引き続きそのゴルフ場でプレーすることを望むかによって決せられることになる。会員が契約を解除しない場合、預託金返還請求権、施設利用権を中心とする契約上の地位(ゴルフ会員権)は、その全体が和議債権となる。和議債権も金銭評価することが必要であるが(和議法第45条)、施設利用権を金銭評価できないことから、和議債権としてのゴルフ会員権が預託金の額面金額で評価されるという点も(1)の場合と同様である。

和議の決定により、契約の解除を希望する会員も、希望しない会員も 預託金を相当程度カットされ、据置期間も延長されることになると思われる⁽¹⁴⁾。

(3) 商法の規定による整理計画の認可及び再建型の私的整理の場合

イ 制度の概要

会社整理は、経済的危機に瀕した(破産原因が生ずるおそれのある) 株式会社について、裁判所の援助・監督のもとで、利害関係人がその債 権債務を整理して破産を防止し、企業の維持を図る制度である。裁判所 の職権で整理が開始されると、債権者は強制執行等の個別的な権利行使 を禁じられるほか、裁判所は必要に応じて、会社財産の保全処分、会社 の業務及び財産の検査命令・監督命令、さらには管理人によって会社の 業務及び財産を管理させる管理命令等を発して整理の推進を図る権限を 有する。しかし、どのようにして整理案を作成し、関係人の同意を得て それを実行するかは、関係人の自治に委ねられている⁽¹⁵⁾。

一方、私的整理は、債務者が倒産した場合に、債権者及び債務者が任意に協議して債権者の財産関係を処理する、裁判外の和解の一種である。私的整理には、清算型と再建型とがある。通常、債務者の倒産後、債権者集会で選任された債権者委員(会)に整理の推進が一任される。債権者委員会は、債務者の資産及び負債等を調査し、債務者の意見・担保権者や優先債権者の意向を考慮して、清算か再建かの方針を定め、債務者との間に基本契約を締結する。この基本契約は、一種の債務者と債権者との間の集団的な和解契約であり、再建の場合には第二会社設立・経営委任等の事業経営に関する事項と債務の一部免除・猶予その他弁済に関する事項とを含むのが一般的である(16)。

ロ 会員契約の帰趨

商法の規定による会社整理と再建型の私的整理のいずれも再建型の倒産処理であり、ゴルフ場の経営の継続が目的とされるので、通常、会員契約は解約されない。もちろん、これらの手続の中で会員と債務者たる

ゴルフ場経営会社の間の債権・債務関係に着目して、預託金の一部が免除されることになると思われる。

2 会員契約が解除されない場合の預託金の一部切捨ての意味

更生手続や和議手続などの過程で、会員契約が解除された後に預託金の一部が切り捨てられた場合は、会員契約の解除によってゴルフ会員権は金銭債権たる預託金返還請求権に変質しているので、貸倒損失の計上ができることに疑問はない。また、清算型の倒産処理の過程では、会員契約は解除されるであろうから、ゴルフ会員権を金銭債権ととらえた上で、貸倒損失の計上や貸倒引当金の設定事由に該当するか否かを判断すればよい。

問題は、会員契約の解除がない場合の預託金の一部切捨てをどう考えるかという点にある。会員契約が解除されない場合、すなわち、ゴルフ会員権が契約上の地位として機能している状況の下で預託金の一部が切り捨てられるということは、預託金返還請求権が施設利用権と分離した単なる金銭債権と認識されていると考えるのであろうか。会員契約が解除されない状況で預託金の一部が切り捨てられることについては、次の二つの考え方ができる。

(1) 将来の切捨てを約束したに過ぎないとみる考え方

更生計画や和議条件において預託金の額が一部切り捨てられるのは、ゴルフ会員権を構成する権利の中で金銭評価できるのが預託金返還請求権のみであるからに他ならない。更生債権・和議債権として届け出られているのは、施設利用権、預託金返還請求権を中心とする契約上の地位たるゴルフ会員権である。更生債権・和議債権は金銭評価しなければならないが、施設利用権等のゴルフ会員権を構成する預託金返還請求権以外の権利は金銭評価できないので、契約上の地位たるゴルフ会員権を金銭評価すると預託金の額面金額となり、更生計画の認可決定や和議の決定により、結果的に預託金の額のみが切り捨てられたように見えるに過ぎない。したがって、更生手続や和議手続の中で、預託金の一部切捨てが行われても預託金返還請求権が施設利用権と分離し、単なる金銭債権と認識されているわけ

ではない。

また、会社整理や再建型の私的整理で預託金の一部が切り捨てられるというのは、会員契約の当事者であるゴルフ場経営会社と会員との間で、将来、契約を解除して預託金返還請求権を行使した場合に返還する金額を減額する約束がされたに過ぎない。

預託金返還請求権は契約上の地位であるゴルフ会員権を構成する潜在的な権利であり、契約を解除しなければ行使することはできない。会員がゴルフ場施設を通常どおり利用できる状況の下では、施設利用権が顕在化して預託金返還請求権は潜在化しているので、会員にとって預託金の額がいくらであるかはあまり意味を持たない。預託金の一部が切り捨てられたとしても、それは将来、契約を解除して預託金返還請求権を行使した場合に返還される金額が減額されることになったにすぎず、未だ預託金返還請求権を行使していない段階では預託金の額が減額されても、ゴルフ会員権という資産の価値が減少したわけではない。

売掛金や貸付金などの金銭債権についてその一部が切り捨てられると、 債権者が回収できる金額はその切捨て後の金額を上回ることはない。しか し、ゴルフ会員権を構成する預託金返還請求権と施設利用権とは一体不可 分であり、預託金返還請求権の一部が切り捨てられたとしても、施設利用 権が失われていなければ、ゴルフ会員権を譲渡することによって、その切 り捨てが行われる前の預託金以上の金額を回収することも可能である。

以上の考え方を採れば、預託金の一部が切り捨てられても預託金返還請求権、施設利用権などの権利から構成されるゴルフ会員権という債権の一部が消滅したわけではないので、貸倒損失の計上はできないし、もちろん貸倒引当金の設定もできないと解すことになる。

(2) 確定的な債権の消滅ととらえる考え方

会員がゴルフ場経営会社に対して返還請求できる金額は常に預託金の額 面金額であり、ゴルフ場経営会社は会員に対して預託金の額面相当額の負 債を有している。仮に、契約の当事者間でその一部が切り捨てられた場合 には、法律的にはその部分の債権・債務関係は消滅することになる。ゴルフ場経営会社の側からすれば、将来、預託金返還請求権を行使するのが誰であれ、返還すべき預託金の額が減少したのであるから、預託金が切り捨てられた時点でその切り捨てられた金額について債務免除益を計上することになる。

ゴルフ会員権を構成する権利義務が一体不可分である以上、それを構成する個々の権利義務の一部のみを取り出して他に譲渡することは、ゴルフ会員権という契約上の地位を崩壊することになるため認められない。しかし、契約の当事者間で預託金の一部が切り捨てられたとしても、それだけでは預託金返還請求権と施設利用権が分解するわけでなく、契約上の地位を崩壊させることにはならない。契約上の地位の崩壊という弊害を生じない以上、契約の当事者間で債権・債務関係が変更されたという事実を踏まえ、少なくとも、法律的に債権(の一部)が消滅した場合(法基通9-6-1に該当する事由が生じた場合)に限って、貸倒損失の計上が認められると解すのが常識的ではないか。

(3) 結論

預託金の一部切り捨てがあっても貸倒損失の計上を認めないとする考え方の主たる根拠は、契約が解除されていない以上、ゴルフ会員権は単なる金銭債権ではないということであった。預託金返還請求権は、契約が解除されて初めて顕在化し金銭債権として認識されることになるので、それまでは貸倒損失の計上や貸倒引当金の設定はできない。確かに、契約を解除しなければ預託金返還請求権が顕在化しないという前提で考えれば(1)のような結論になるだろう。預託金返還請求権が契約を解除しなければ顕在化しないのは、契約で「会員は、据置期間経過後、退会を条件に預託金を返還請求できる。」とされているからである。しかし、契約自由の原則の下では、当事者の合意により、会員が退会(契約を解除)しなくても、ある時点で預託金の一部を返還するという契約に変更することも可能である。このように契約が変更されたと考えれば、契約が解除されていなくても預

託金返還請求権を金銭債権と認識することが可能になる。

当事者の合意又は法的な倒産処理手続きによって現実に預託金の一部が切り捨てられているという事実を踏まえれば、契約の解除がなくても、預託金の一部が金銭債権として顕在化した後、切り捨てられたと考えるのが合理的であろう。この考え方はゴルフ会員権を構成する権利をそれぞれ別個にとらえているわけではなく、預託金の一部切捨てという事実を踏まえ、その切り捨てられた部分の金額が金銭債権として顕在化した(切り捨てられた部分の金額が金銭債権となってゴルフ会員権から分離した)と解しているだけである。契約が変更されたと認識することの客観性は、預託金の一部が切り捨てられたという事実によって担保されている。

したがって、(2)の考え方を採って、法律的に債権(の一部)が消滅した場合(法基通9-6-1 に該当する事由が生じた場合)に限って、貸倒損失の計上が認められると解すべきである。

第 5 節 総 括

本章で検討した内容を整理すると次のようになる。

1 ゴルフ会員権に対する貸倒損失の計上

法人が保有するゴルフ会員権に対する貸倒損失は、会員契約が解除されゴルフ会員権が金銭債権たる預託金返還請求権となった場合に、法人税基本通達に掲げる計上事由(法基通 $9-6-1\sim9-6-3$)が生じれば計上することができる。

また、会員契約が解除されていなくても、法律的に債権(の一部)が消滅した場合(法基通9-6-1に該当する場合)には、その消滅した部分の金額を貸倒損失として計上することができる。当初の契約では、契約を解除しない限り預託金返還請求権は顕在化しないこととされていたが、法律的に債権を消滅させる過程で契約が変更され、預託金返還請求権の一部が顕在化したと考えるのである。

2 ゴルフ会員権に対する貸倒引当金の設定

法人が保有するゴルフ会員権に対する貸倒引当金は、会員契約が解除され ゴルフ会員権が金銭債権たる預託金返還請求権となった場合に、法人税法施 行令第96条第1項及び同法施行規則第25条の2、第25条の3に規定する事由 が生じたときに限って設定することができる。

会員契約が解除され、ゴルフ会員権が金銭債権たる預託金返還請求権と認識されない限り貸倒引当金は設定することができない。したがって、会員契約が解除されない限り、ゴルフ場経営会社について和議法の規定による和議の開始申立てや会社更生法の規定による更生手続の開始申立てがあっても、法人が保有するゴルフ会員権に対して貸倒引当金の設定はできない。

(注)

- (1) 会計学上は、貸倒引当金の設定(貸倒れの見積り)は債権に対する評価損の計上であるとする考え方が採られている(中村忠著『新稿現代会計学』, p.130)。
- (2) 山本守之著『体系法人税法』,1994年, p.681
- (3) 平成10年6月23日付課法2-7「法人税基本通達等の一部改正について」通達による改正前の法人税基本通達9-6-4~9-6-6。
- (4) 今中利昭著『現代会員契約法ー各種会員契約の法律問題』,1988年、pp.122-5
- (5) 判例タイムズ 611号 (1986.10.16), pp.60-4
- (6) 判例タイムズ 840号 (1994.5.15), pp.136-40
- (7) 判例タイムズ 883号 (1995.10.1), pp.199-203
- (8) 例えば、ゴルフ場のコースの全面改良を募集パンフレットに記載し、その工事着手が約4年も遅れたことは、会員契約上の債務の履行遅滞に当たるとして、契約解除が認められた事例がある(平成6年9月8日東京地裁判決)。
- (9) 青山善充著『破産法概説』,1993年, pp.12-3
- (0) 今泉純一稿「ゴルフ場経営企業の倒産と会員の権利」金融法務事情1442号 1996.2.15), p.58

また、更生手続法第103条と同旨の破産法第59条の規定に基づく破産管財人による会員権契約の解除権の有無が争われた事件でも、ゴルフ会員契約が当事者双方の債務が未履行である双務契約に該当する旨が判示されている(平成8年7月4日大阪高裁判決、判例時報1577号, pp.94-7)

- (11) 今泉前掲稿, p.61
- (12) 裁判所の認可決定を受けたゴルフ場経営会社の更生計画の例としては、昭和51年4月20日大阪地裁決定(判例時報825号, p.89)がある。

更生計画の内容は、①会員は更生計画の認可と同時に会員の地位を失う、②預託金は70%減額の上、更生計画認可後15年据え置き、据置期間経過後5年間の分割返済とする、③旧会員は50万円の追加預託金の支払により新たに会員の資格を得ることができるが、その場合、70%減額後の旧預託金はそのまま預託を受け、その後退会により会員たる地位を失った場合には更生計画認可の日から20年以内に弁済するというものであった。

- (13) 青山前掲著、pp.6-7
- (4) 新聞記事(平成10年2月16日付日本経済新聞朝刊「法テク・財テク」)によると、 平成9年に認可された東京財資ゴルフ倶楽部の和議条件は、会員の預託金は一律75% カット、退会希望会員には25%が一定期間後に支払われることを基本とするもので あったということである。
- (15) 青山前掲著, pp.9-10
- (16) 青山前掲著. pp.18-21

第5章 会員権の分割を巡る法人課税上の諸問題

第1節 問題点の整理

1 会員権の分割とは何か

会員権相場が預託金の額を上回っている場合は、預託金の据置期間が経過 しても会員は会員権の譲渡によって資金を回収するので、ゴルフ場経営会社 は預託金を返還する必要がなかった。そのため、会員権相場が預託金の額を 上回っている限り、ゴルフ場経営会社は預託金返還のための資金手当が不要 で、コースの改造等の設備投資資金が必要な場合には、会員の追加募集をし て預託金をこれらの費用に充てることができた。特にバブル期にはゴルフ会 員権相場は右肩上がりで、ゴルフ場の新設が盛んに行われ、高額な預託金で 新規の会員が募集された。ところが、バブル崩壊により会員権相場が下落 し、バブル期に募集された会員権は、相場が預託金の額面を下回っているも のが大部分であると思われる。会員権相場が預託金の額面を下回るゴルフ会 員権を保有する会員は、預託金の据置期間満了後に会員権を処分する場合に は、退会(契約の解除)による預託金返還請求権の行使を選択する⁽¹⁾。大 部分のゴルフ場経営会社は、大量の会員からの退会に伴う預託金返還請求に 応じる資金的余裕がないため、預託金の取付けによる倒産の危機を回避する ため、①会員の承諾を得て預託金の据置期間を延長する方法(2)又は②会員 権の分割という方法を採っている。

会員権の分割とは、一口の会員権を二口以上に分割し(その際、併せて預託金の額面金額も分割する)、預託金の額面金額を引き下げることによって、預託金の額面金額以下に下落した相場と預託金の額との乖離を縮め、据置期間経過後に預託金返還請求権が行使されるのを防ぐことを目的としている。例えば、預託金2,000万円のゴルフ会員権の相場が1,000万円程度に下落している状況で、その会員権を預託金1,000万円の会員権二口に分割すれば、預託金の額と相場とがほぼ同額となり、分割によって増加する会員数が

ある程度適正な数であれば、退会による預託金返還請求権が行使されること が少なくなるであろうとの予想により行われるものである。

したがって、会員権を何口に分割するかは分割時における会員権相場と預託金の額との乖離幅によって決定される。預託金の額面金額2,000万円の会員権の相場が1,000万円であれば、会員権は額面金額1,000万円の会員権二口に、相場が500万円まで下落していれば額面金額500万円の会員権四口に分割される。また、分割後の預託金の額面金額は、その合計額と分割前の預託金の額面金額とが一致するように決定されるが、端数が生じる場合には一部現金が交付されることもある。例えば、預託金の額面金額2,000万円の会員権の相場が900万円であれば、額面金額900万円の会員権二口と現金200万円が交付されるような場合である。

また、会員権の分割に伴って預託金の据置期間も延長される(むしろ、据置期間を延長するために会員権の分割を行っていると言った方がよい)。預託金の据置期間を延長するためには、契約の相手方である会員の同意を得なければならず⁽³⁾、会員にも何らかのメリットを与えなければならない。そこで、据置期間の延長の見返りとして、会員権を分割して新たな会員権を付与しているのである。会員は、預託金の据置期間の延長に同意する代わりに、会員たる地位を失うことなく、新たに付与された会員権を市場で譲渡することによって預託金の一部を回収することができる。

もちろん、会員は、分割によって付与された会員権をそのまま保有していてもよいし、家族名義や第三者名義に名義を書き換えてもよい(通常、分割によって付与された会員権の年会費や入会金、名義書換料は免除されているようである)。しかし、当面は上昇が見込めない会員権相場の現状と会員権を分割しなければならないようなゴルフ場経営会社の経営の先行きを考えれば、会員が分割によって付与された会員権を自己名義のまま据置期間満了時まで保有し続けることは考えにくいし、家族名義や第三者名義に書き換えると課税関係が生じるので(4)、名義書換えも行いにくいと思われる。そのため、分割によって増加した会員権が市場で売買されることによって相場が更

に下落することが予想され、会員権の分割は預託金の据置期間を先送りにするだけの場当たり的な措置という見方もできよう。更に、会員権の分割によって会員数が適正な会員数を遙かに超えることとなった場合には、施設利用権の侵害に当たるとして会員から契約解除の訴えを提起されるという危険もはらんでいる(5)。したがって、預託金の据置期間の満了に備えて、会員権の分割が今後幅広く行われるかどうかは疑問であり、現に、個々の会員と交渉して据置期間の延長の同意を求めることや、預託金制会員権の株式化方策(会員権債務を株式の出資金に変換し、債務の消滅を図るのと引き換えに会社の支配権を会員に委ねる方式)も検討されているようである(6)

2 会員権の分割によって生じる問題点

法人が保有する会員権が分割されることによって生じる問題点は次の二点であり、以下、本章では、これらについて検討することとしたい。

① 会員権の分割によって新たに付与された会員権を税務上どのように認識 するのか。

会員権が分割されても、原則として分割前後で預託金の額は変わらないので、新たに付与された会員権に付着している施設利用権をどのように認識するのかという点が主眼となる。

② 会員権の分割とは、会員契約の解除によって預託金がいったん返還された後、その返還された資金を預託することによって新たに会員契約を締結したと考えるのか、それとも、単なる契約内容の変更とみるのか。

契約の解除と新契約の締結であるとすれば、市場を通じて預託金の額面金額を上回る価額で取得したゴルフ会員権については、契約の解除によって、当初の取引価額と預託金の額面金額との差額だけ損失が発生したものと見ることができるのではないか。

第2節 会員権分割の形態

第1節でも述べたように、会員権の分割を行う場合には会員の同意が必要で

あるため、その形態は種々のものが考えられる。マスコミ情報や税務当局に寄せられた照会を見ると、会員権の分割は、おおむね次のような形態により行われているようである。

- ① 会員権を単に何口かに分割する。 例えば、預託金2,000万円の会員権を預託金1,000万円の会員権二口に分割 する。
- ② 会員権を何口かに分割し、一部金銭等を交付する。 例えば、預託金2,500万円の会員権を預託金800万円の会員権三口に分割 し、現金100万円を別途交付する。

金銭に代えて、預託金の額面金額が正会員権に比べて小さい平日会員権やゴルフ場経営会社が経営する系列ゴルフクラブの会員権を付与する場合もある。その際、平日会員権の価額や系列ゴルフクラブの会員権の価額は相場ではなく、預託金の額面金額で計算される。

- ③ 会員権を何口かに分割し、預託金の総額を増額する。 例えば、預託金1,000万円の会員権を預託金600万円の会員権二口に分割する。
- ④ 会員権を何口かに分割し、預託金の総額を減額する。 例えば、預託金2,000万円の会員権を預託金600万円の会員権三口に分割する。
- ③や④のように預託金が増額されたり、減額される形態は例外的で、会員権の分割前後で預託金の総額が増減しないのが原則である。また、④のように預託金が減額される形態でも、減額された預託金相当額は、新たに付与する会員権の入会金の支払に充てたものとして処理されていた(④の例では、差額の200万円は、新たに付与される会員権二口分の入会金に充てたものとして処理されていた)。

また、法人会員権には記名式のものと無記名式のもの⁽⁶⁾とがあるが、記名式会員権については、会員権を分割せず、記名者数を追加して、会員として施設を利用できる者を増加させる場合もある。

第3節 会員権の分割の意義

会員権の分割は会員とゴルフ場経営会社との間の契約内容の変更か、それとも既存の会員契約の解約と新たな契約の締結という二つの取引のいずれと見るのかによって、課税上の取扱いが大きく異なる結果となる。

既に述べたように、契約がいったん解除された後、新たな会員契約が締結されたと見れば、預託金の額面金額を上回る価額で取得したゴルフ会員権については、当初の取引価額と預託金の額面金額との差額は損失が発生したものと見て、取得価額を修正することができると思われる。バブル期には、ゴルフ会員権は預託金の額面金額をはるかに上回る価額で取引されていたので、当時取得したゴルフ会員権の含み損はかなりの額にのぼると想像され、この問題が課税上与える影響は極めて大きい。

預託金の据置期間の延長があった場合、それは単なる契約内容の変更であり、契約の解除と新契約の締結という二つの取引と見ることは不合理であると第3章第2節で既に述べた。しかしながら、会員権の分割は、単なる据置期間の延長とは異なり、新たに会員権が付与され、預託金の一部返還による預託金の額面金額の変更(切下げ)を伴う場合もある。また、預託金の据置期間は、分割後の新たな会員権が付与された日を起算日として改めて設定される。これらのことからすれば、会員権の分割は、いったん契約を解除して預託金の返還を受けた後、新たな会員契約を締結したと見る方が自然ではないか。また、預託金は契約が解除されない限り返還されないのであるから、少なくとも、会員権の分割に伴って預託金の一部が返還されているような場合は、いったん契約が解除されたと見るべきではないかという考え方が当然成り立つであろう。

しかし、契約自由の原則の下では、会員とゴルフ場経営会社が合意すれば据 置期間経過前でも契約を解除することができるので、仮に、会員権の分割が法 的には契約の解除と見ることができるとしても、実質的に契約が解除されてい るか、あるいは契約の解除によって損失が発生しているかという点を検討する 必要がある。会員権の値下がりによる含み損を計上する目的で、いったん契約 を解除しすぐに新たな契約を締結したような場合、その取引によって計上された損失は税務上否認されるであろう。

第2節に掲げたいずれの分割形態を採っても、分割後も従来どおりゴルフ場施設を利用できるという点は共通している。契約の解除とは、会員の施設利用権が失われ、預託金返還請求権が顕在化した状態をいう。会員権分割前後の施設利用権に着目すれば、会員の施設利用権が継続している以上、会員権の分割によって実質的に契約が解除されたと見ることはできない。また、仮に、会員権の分割が法的には契約の解除と新契約の締結という二つの取引であったとしても、それぞれの取引は独立しているわけでなく、契約の解除は新契約の締結を条件とした形式的な取引に過ぎない。

会員権相場の大幅な下落を背景に、会員権を保有している個人が、会員権の 含み損を他の所得と損益通算する目的で、会員権を買戻し特約を付して譲渡 し、同額で買い戻すという取引がしばしば行われているようである。もちろん、形式的には譲渡の形態を採っていても、実質的に譲渡があったと認められない場合には、その譲渡による損失の計上は税務上認められない。給与所得者がゴルフ会員権の買い戻し特約付譲渡による譲渡損失を給与所得と損益通算した所得税の申告をしたことに対し、原処分庁がその申告を否認し、重加算税の賦課決定をしたことについて争われた事案で、国税不服審判所長は、「買い戻し特約付の譲渡は、同額での買い戻しを伴った売買であるから、実質的な損失は発生していない」旨の判断をして、原処分庁の処分を支持している(8)。会員権の分割を契約の解除と新契約の締結の二つの取引と見た場合でも、会員権の分割によって分割前の預託金の額と分割後の預託金の合計額(一部金銭が交付される場合には、分割後の預託金の額と交付された金銭の合計額)とが一致していれば、従来どおりゴルフ場施設を利用できることから、実質的な損失は何ら発生していないと見るべきであろう。

一方、預託金返還請求権は契約を解除しなければ行使できないという前提で 考えれば、預託金が一部でも返還された事実があれば、いったん契約の解除が あったものと考えざるを得ないであろう。しかし、この点については、契約自 由の原則のもとで、当事者の合意により、契約の解除がなくても、ある時点で 預託金の一部を返還することに契約内容が変更されたと解することも可能であ る。例えば、預託金1,000万円のうち500万円は契約締結後5年を経過した時点 で返還し、残りの500万円は10年間据置後、退会(契約の解除)を条件に返還 するという契約があってもよい。このような契約のもとでは、預託金の一部返 還があったからといって、契約が解除されたと見る必要はない。

したがって、会員権の分割が行われても実質的に契約が解除されたのではなく、また、それによって損失が発生しているわけでもないので、含み損の計上はできないと解すべきである。

第4節 新たに付与された会員権の評価と損益の計上

次に、ゴルフ会員権の分割によって新たに付与された会員権を税務上どのように認識すればよいかという問題について検討する。

会員権が分割されても、通常、分割後の預託金の額面金額の総額は分割前の 預託金の額面金額と変わらないので、会員権の分割によって施設利用権のみが 新たに付与されたとも考えられる。しかし、既に述べたように、ゴルフ会員権 を構成する施設利用権と預託金返還請求権は本来一体不可分のものであるため、ゴルフ会員権を個々の権利に分割してその資産価値を金額表示することは できない。ゴルフ会員権という契約上の地位が正常に機能している間(ゴルフ 場の施設が通常どおり利用できる間)は、預託金の額面金額は会員権の資産価値を示すものではなく、会員にとってはあまり意味を持たない。

では、会員の側では、会員権の分割によって新たに同一の会員権が付与されたとして、その会員権の時価相当額の収益(法人税法第22条第2項に規定する「無償による資産の譲受け」による収益)を計上し、ゴルフ場経営会社の側では、会員権の時価相当額を会員に対する寄付金として処理しなければならないのであろうか。

以下、会員権の分割の形態ごとに検討することとしたい。

1 会員権が単に何口かに分割された場合

例えば、預託金2,000万円、相場1,000万円の会員権が預託金1,000万円の会員権二口に分割された場合、会員は、一口の会員権を市場で売却して資金を回収しても、従来どおりゴルフ場の施設を利用することができるのであるから、新たな会員権を無償で取得したと考えるのが自然のようである。

しかし、会員権の分割によって新たに会員権を取得するのは既に会員権を 有している会員自身である。会員権を二口持っていても会員自身は一口しか 利用できないので、分割によって施設利用権の価値が高まるわけでもなく、 いのである。また、将来、据置期間が満了し、預託金返還請求権を行使した 場合に返還される預託金の額も変わらない。会員権の分割が行われた後に は 会員は施設利用権を有したまま、言い換えれば、従来どおりゴルフ場施 設を利用できるという状態のままで、据置期間経過前に分割された会員権の 譲渡によって預託金の一部を回収することができるが、施設利用権は施設を 利用できる会員の数の増加とともに価値が低下するという側面を持っている (このことは、利用できる施設が一定で、それを利用する者が増えた場面を 考えれば明白である)。会員は、分割された会員権の譲渡による預託金の一 部回収という利益を得る反面、その会員権の市場での流通による更なる会員 権相場の下落、会員数の増加による施設利用権の希薄化という不利益も被っ ているのであって、決して会員権の分割によって経済的な利益を受けるわけ ではない。

つまり、会員権の分割は、据置期間満了時に会員から大量の預託金の返還請求がなされることを防ぐためにゴルフ場経営会社が考え出した窮余の策であって、据置期間延長の見返りとして、会員にもメリットがあるように契約内容を変更したに過ぎない。契約内容の変更によって、会員は、いわば会員権の切り売りができるようになったのであって、実質的には、会員権の分割によって会員権が新たに付与されているわけではないのである。したがって、会員権の分割に伴って新たに付与された会員権について評価する必要は

会員権の分割と類似する概念として、商法第218条の規定による株式分割がある。株式分割とは、株式の額面金額を引き下げるために行われる株式の細分化であるが、株式の分割によって株主は無償で新株を取得する(分割前後で株式の額面金額の総額は変動しない)。株式には、種々の自益権(利益配当請求権や残余財産分配請求権など)と共益権(議決権や株主総会招集請求権など)が包含されているので、理論的には株式の分割によって増加した株式に見合うこれらの権利も増加することになる。しかし、株式の分割が行われても、株主の側においては、一株当たりの帳簿価額の付け替え計算を行うだけで損益は計上されないこととなっている(法人税法施行令第40条第1項)。このように取り扱われているのも、株式に包含されているこれらの権利が金銭評価できるものではなく、一株当たりの利益配当請求権や残余財産分配請求権は株式数の増加によって希薄化するからであろう。

2 会員権が何口かに分割され、併せて一部金銭等が交付された場合

(1) 金銭が交付された場合

会員権の分割に伴って一部金銭が交付された場合も、会員権の分割によって新たに付与された会員権については、上記1と同様に解すればよい。また、会員権の分割に伴って交付された金銭は、契約の解除に伴って預託金が返還されたのではなく、契約内容の変更によって預託金の一部が前倒しで返還されたと解すことになる。

では、この返還された預託金についてどのような処理をすればよいであろうか。ゴルフ会員権を構成する施設利用権と預託金返還請求権は一体不可分で、会員契約が継続している限り、施設利用権が顕在化した権利で預託金返還請求権はそれに付着した潜在的な権利にすぎない。また、会員の側からすれば、預託金の一部が返還されても従来どおりゴルフ場施設が利用できるのであれば、預託金の額面金額が減少してもゴルフ会員権の資産

価値が減少したわけではないと考えることもできる。そう考えれば、預託 金の一部が解約前に返還されても、ゴルフ会員権の帳簿価額から返還され た預託金相当額を減額する必要はないことになる。

しかし、預託金の一部が返還されたのは、当事者の合意による契約の変更によって、解約しなければ返還されなかった預託金返還請求権の一部が金銭債権として顕在化した後、会員に返還されたのである。したがって、返還された金額は、ゴルフ会員権の帳簿価額から減額することになる。

一方、ゴルフ場経営会社は、会員の施設利用権に見合う適正な施設を提供する契約上の義務を負っているが、それは債務として帳簿に計上されていない。帳簿に計上されているのは、会員に対する金銭債務たる預託金のみである。会員に対する預託金の一部返還は、この金銭債務の一部弁済に他ならないので、ゴルフ場経営会社においては、その金額をその債務の減少として処理することになる。

(2) 系列ゴルフクラブの会員権が付与された場合

ゴルフ場経営会社が会員権の分割に伴って自己の経営する他のゴルフクラブ (系列ゴルフクラブ) の会員権を付与するといっても、市場でその系列ゴルフクラブの会員権を購入し、それを会員に付与するわけではない。 契約を変更して、会員に自己が経営する他のゴルフクラブの利用を認めたに過ぎないのである。

しかし、会員は今まで利用できなかったゴルフクラブの施設を利用できるようになったのであるから、分割後の施設利用権の質は明らかに高まっている。では、この施設利用権の価値の増加をどのように認識すればよいのであろうか。

ゴルフ場経営会社が会員に自己が経営する他のゴルフクラブの利用を認めるのは、コースを増設し(18ホールのゴルフ場を27ホールや36ホールに増設するような場合をいう)、その増設したコースの利用を認める場合と似ている。このような場合でも、会員が金銭の支払をしていない限り、ゴルフ会員権の帳簿価額は従前のままである。施設利用権の内容と質は会員

とゴルフ場経営会社との契約の中身によって決定されるのであるが、契約 内容の変更に伴ってその価値が高まったとしても、対価の支払がされてい ない以上、その価値の増加を金銭的に評価できるものではない。また、そ もそも施設利用権は、預託金返還請求権とともにゴルフ会員権を構成する 権利で、それ自体の資産価値を金額表示できるものではないのである。

また、系列ゴルフクラブの会員権が付与される場合でも、分割後の会員 権の預託金総額は、分割前の預託金の額と一致するように設定される。会 員が、据置期間満了後に預託金返還請求権を行使した場合に返還される預 託金の額もそれを行使する相手方も分割前と変わらない。

したがって、会員権の分割に伴って系列ゴルフクラブの会員権が付与された場合でも、その付与された会員権について評価する必要はなく、会員、ゴルフ場経営会社のいずれにおいても損益は計上されない。

3 会員権の分割に伴って預託金の総額が増減した場合

ゴルフ会員権という契約上の地位が正常に機能している限り(ゴルフ場の施設が通常どおり利用できる限り)、預託金返還請求権は潜在化して施設利用権に付着しているので、預託金の額面金額は会員権の資産価値を示すものではなく、会員にとってはあまり意味を持たない。預託金の総額の増減があっても、それが預託金返還請求権が顕在化した状況で行われたものでなければ、会員の側では損益を計上してゴルフ会員権の帳簿価額を増減させる必要はない。そこで、会員権の分割に伴って分割後の預託金の総額が増減したときに、預託金返還請求権がいったん顕在化したと考えられるかどうかがポイントになる。

預託金返還請求権を顕在化・具体化させるために、会員契約がいったん解除されたと考えられなくもないが、施設利用権が継続している点に着目すれば、契約が解除されたと考えるのは妥当でない。第4章でも述べたように、預託金の額面金額が減額された場合は、契約の変更によって減額された部分の金額がいったん顕在化した後、切り捨てられたと解すればよい。切り捨て

られた金額は、会員の側では貸倒損失として処理し、ゴルフ場経営会社の側では債務免除益として処理することになる。もちろん、ゴルフ場経営会社の債務超過の状態が相当期間継続している状況の下で、返済を受けることができないと認められる部分が切り捨てられたのでなければ、その切り捨てられた部分の金額は、貸倒損失として処理することはできない(ゴルフ場経営会社に対する寄附金として処理することになる)。

次に、預託金の額面金額が増額された場合はどう考えればよいのであろう か。預託金の額面金額の変更は、会員とゴルフ場経営会社との間の債権・債 務関係の変更である。会員の側から見た場合、預託金の額を増額するには、 潜在化している抽象的権利である預託金返還請求権をいったん顕在化・具体 化させる必要がある。預託金の額面金額が増額された場合も、会員とゴルフ 場経営会社との間の債権・債務関係を変更するため、預託金返還請求権が全 体として顕在化したと考えればよい。そもそも、預託金返還請求権がいつ具 体化・顕在化した権利となるかは会員とゴルフ場経営会社との間の契約に よって定められるので、当事者が合意すれば、契約を変更することによって その時点を前後させることは可能である。したがって、会員の側では、対価 を支払うことなく預託金が増額されたので、収益を計上することになり、ゴ ルフ場経営会社の側では、預託金の増額による債務の増加は据置期間の延長 の対価としてとらえることができるので、その増加した預託金の額を損失と して計しすることになる。ただし、会員の側では、法人税基本通達2-1-32(債権買取りに係る収益の帰属の時期)の取扱い(9)を準用して、預託金 が増額された時点ではなくその支払期日が到来した時点、すなわち退会して 預託金返還請求権を行使した時点で収益を計上することとしても差し支えな 1,

(注)

(1) 個人の場合、ゴルフ会員権を市場で売却したことによる損失は、損益通算によって所得から差し引くことができるので、節税目的で預託金返還請求権を行使せず、市場での売却を選択する場合もある。

- (2) 二度にわたるオイルショック(昭和48年、53年)によって会員権相場が大幅に下落し、預託金の額面金額を下回るものが続出した際、預託金の据置期間の満了を迎えたゴルフ場経営会社の多くが理事会の決議によって預託金の据置期間を一方的に延長し、それを不満とする会員との間に紛争が頻発した。これらの訴訟については、会員の了解を得ずに理事会がした据置期間延長決議は会員を拘束しないという判決が相次いだ後、これを支持する最高裁判決によって決着がついている(最高裁第一小法廷昭和61年9月11日判決)。したがって、預託金の据置期間を延長するためには、個々の会員の承諾を得る必要がある。
- (3) このように、会員権が増えるというメリットの見返りに、償還負担の軽減に対する 同意を会員に求めるという対策を講じた場合、8割前後の会員の同意が得られるということである(1997.9.1日本経済新聞"法テク・財テク")。
- (4) 例えば、個人会員が分割によって取得した会員権を家族名義や第三者名義に書き換えると贈与税が課される。一方、法人会員が分割によって取得した会員権を役員や従業員名義に書き換えた場合には、その役員や従業員に対する給与として所得税が課される(役員の場合には、役員賞与の損金不算入の規定により法人税も併せて課される)ことになる。
- (5) 会員数が適正会員数を遙かに超えており、ゴルフ場の優先的利用権の行使が侵害されていることを理由に、債務不履行(履行不能)による会員契約の解除が認められた事例として東京地裁平成5年9月30日判決(判例時報1477号,pp.61-4)がある。この事例では、ゴルフ場経営会社は会員数1,800人(18ホール)の限定募集という表示を行っていたが、実際の会員数は15,000人を相当数超えていた。この事例において、適正会員数の目安などは示されていないが、裁判所は「本件における会員数は、ゴルフクラブの入会金・預託金の額、ゴルフ場の地理的状況、コースの規模等の諸条件のほか、ゴルフクラブが会員数1,800人の限定募集という表示を行っていたことに照らすと、適正会員数を遙かに超えるものといわざるを得ない」という判断を下している。
- (6) 高山征治郎稿「預託金制ゴルフ場の償還問題」 JICPA ジャーナル510号 (1998.1)、PP.62-4
- (7) 記名式会員権とは、入会契約の当事者は法人であるが、法人が指名する特定の登録者に限って会員としての権利義務の行使が認められる。一方、無記名式会員権も入会契約の当事者は法人であるが、現実の会員としての権利を行使する者を一定期間特定人に限定する必要はなく、法人の指名する者であれば誰でもよいとするものである。
- (8) 平成 4 年分所得税·平成 8 年 1 月31日裁決 (裁決事例集51, p p .1-11)
- (9) 当該通達では、金銭債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその債権金額とその取得に要した価額との差額に相当する金額は、その債権に係る支払期日が到来する都度その支払期日が到来した債権金額に応じて益金に算入することとされている。

おわりに

本稿では、全国の国税局や税務署で現実に生じているゴルフ会員権を巡る法人課税上の問題点を材料に検討を行い、その解決案を提示した。しかし、現在までのところ、ゴルフ会員権について税の面から検討した文献は数少なく、ゴルフ会員権を巡る民事上の判例やそれに関する主として実務家(弁護士)による著書・論文を参考に検討を進めざるを得なかった。そのため、解決案に至る過程で検討が不足している点は多々あるかもしれない。

預託金制ゴルフクラブの預託金の償還問題はこれから本格化する。1998年中に据置期間が満了する預託金の額は約5千億円であるが、1999年以降5年間にわたり、毎年1兆円以上の預託金が据置期間の満了を迎えるのである。このような状況において、多くの研究者や実務家から新たな課税上の問題点が提起され、議論が深まることを期待したい。本稿が今後の議論の出発点となれば幸いである。